

令和7年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年3月3日（月曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一	2番	村田薫
3番	鈴木正洋	4番	藤原政春
5番	高山茂雄	6番	高橋邦武
7番	深澤均	8番	伊藤福章
9番	高橋正和	10番	泉美和子
11番	深沢義一	12番	熊谷良夫
13番	澁谷俊二	14番	長谷川幸子
15番	鈴木良勝	16番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚劍
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員 会 長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
農事 務 局 長		教育推進課長	佐々木寿人
教育推進監	青谷千里	代表監査委員	高橋信雄
生涯学習課長	中田裕克		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼 議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第24号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第1、議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第24号についてご説明します。

令和7年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ129億455万4,000円で、令和6年度と比較し10億6,726万円、9.0%の増となっております。

はじめに、8ページの第2表債務負担行為についてご説明します。

美郷町中小企業振興資金融資、小口零細企業振興資金融資及び中小企業操業資金融資に係る令和7年度貸付分の利子補給並びに美郷町奨学金返還助成に係る令和7年度認定分の助成金について、それぞれ債務負担の期間と限度額を定めるものです。

次に、9ページの第3表地方債についてご説明します。

公共事業等債など、10の地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

詳細につきましては、歳入でご説明します。

それでは、歳入から順にご説明しますので、14、15ページをお願いします。

○税務課長（小田長光仁） 1款町税1項1目個人の町民税ですが、均等割は令和6年度実績と同額程度を見込み、所得割は令和6年産米概算金の上昇や一等米比率の上昇等による農業所得の伸びが見込まれることなどから、所得全体で令和6年度実績と比較して1%程度の伸びを見込み、令和6年度当初予算と比較して1,838万2,000円、率にして3.27%の増額となっております。

2目法人の町民税ですが、町内の経済動向がおおむね横ばいで推移していることから、各法人の令和6年度実績を踏まえて積算し、令和6年度当初予算と比較して534万9,000円、率にして7.88%の増額となっております。

次に、2項1目固定資産税ですが、地価の下落傾向は継続しているものの、家屋及び償却資産

はここ数年の平均の伸び率を踏まえて積算し、令和6年度当初予算と比較して1,149万1,000円、率にして1.76%の増額となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金ですが、国・県からの固定資産通知書に基づき算定した結果、令和6年度当初予算と比較して3,000円、率にして0.04%の減額となっております。

次に、3項1目軽自動車税種別割ですが、車両区分ごとの台数の増減傾向を加味して算出した結果、令和6年度当初予算と比較して97万7,000円、率にして1.20%の増額となっております。

2目軽自動車税環境性能割ですが、令和6年度の実績見込みを基に推計した結果、令和6年度当初予算と比較して41万2,000円、率にして7.33%の増額となっております。

次に、4項町たばこ税ですが、喫煙人口の減少を見込み、令和6年度当初予算と比較して37万2,000円、率にして0.35%の減額となっております。

次に、入湯税ですが、ここ5年間の推移を踏まえて積算し、令和6年度当初予算と比較して12万5,000円、率にして22.12%の減額となっております。

以上で1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きますて、16、17ページをお願いします。

2款地方譲与税から、18、19ページの11款交通安全対策特別交付金までを一括してご説明します。

2款地方譲与税は、過去3年間の交付実績を基に計上しております。

3款利子割交付金から8款自動車税環境性能割交付金までは、県から示された令和7年度交付見込額を基に計上しております。

9款地方特例交付金は、過去3年間の交付実績を基に計上しております。

10款地方交付税は、国の令和7年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、自治体及び地域社会DX、防災・減災対策の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、出口ベースで1.6%の増としております。

このことから、普通交付税は、国の令和7年度の地方財政の見通しを勘案した上で、令和6年度と比較し、約5,200万円増の約55億1,900万円、特別交付税は500万円減の2億4,500万円、合わせて約57億6,400万円、0.8%の増としております。

なお、当初予算においては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう、一定の留保に配慮し計上しております。

11款交通安全対策特別交付金は、過去3年間の交付実績を基に計上しております。

2款から11款までの説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 12款1項1目民生費負担金1節高齢者福祉費負担金ですが、養護老人ホームに入所されている方の自己負担分でございます。

1目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 2目教育費負担金ですが、小中学校の学校災害共済の保護者負担金で、児童生徒1人当たり500円の負担金を計上しております。

12款の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 20、21ページをお願いします。

13款1項1目1節行政財産目的外使用料ですが、役場庁舎、観光施設、公民館等の社会教育、社会体育施設に設置の自動販売機設置料、役場庁舎にあるATM設置料、公共的団体の事務所機能として貸付けしているコミュニティセンターの施設使用料、電力柱や電話柱などの土地使用料を計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2目民生使用料の1節こども園使用料は、他市町村在住の3歳未満児の町内こども園使用料で、1人分を見込んでおります。

広域入所給付金は、他市町村児童の受入れに係る当該市町村からの給付金で、3人分を見込んでおります。

延長保育事業利用料は、3園で延べ960時間、一時保育事業利用料は延べ132日分を見込んでおります。延長保育事業利用料、一時保育事業利用料の滞納繰越分は存置としております。

2節放課後児童健全育成事業利用料は、放課後児童クラブの利用料で、通年及び長期休業期間の利用を合わせ347人を見込んでおります。滞納繰越分は存置としております。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次の3目衛生使用料1節の斎場使用料ですが、380件を見込み計上しております。

次の町営墓地永代使用料は、7か所ある町営墓地の新規利用者に対するもので、存置計上でございます。

次の2節の土地使用料ですが、墓地公園内の電柱土地使用料でございます。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 4目1節観光使用料ですが、千畑地区大台野広場、六郷地区あったか山グラウンドゴルフ場などはこれまでの実績を基に、仙南地区雁の里山本公園の施設施設使用料については、使用料の改定を踏まえ予算計上しております。

○建設課長（高橋博和） 5目1節住宅使用料の現年分ですが、入居者146世帯と駐車場128台分を

計上しております。

滞納繰越分は総額の1%を見込んでおります。

2節道路使用料の主なものは、東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料。3節公園使用料は存置としております。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、6目教育使用料の1節社会教育使用料並びに22、23ページ、2節社会体育使用料ですが、社会教育施設6施設、社会体育施設8施設の使用料等について、これまでの実績を基に計上しております。

1項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2項1目総務手数料1節戸籍手数料は、戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明書等の発行手数料について、実績を基に計上しております。

○税務課長（小田長光仁） 次の2節事務手数料ですが、諸証明手数料、閲覧手数料及び謄写手数料について、これまでの実績を基に計上しております。次の3節督促手数料ですが、令和7年4月1日の廃止を前提に、令和7年4月1日以前に係る督促手数料について存置計上しております。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2目衛生手数料の1節生活環境手数料ですが、墓地公園管理手数料として127件分を計上しております。下段の犬登録関係手数料では実績を基に590頭を計上しております。

次の2節清掃手数料の一般廃棄物処理業等許可申請手数料は、9業者40人分を見込んでおります。下段のごみ処理手数料は、有料ごみ袋の売上げについて計上しております。

なお、令和7年度より、プラスチック回収が開始されることに伴い、燃えるごみ袋の販売が減少することが見込まれることから、前年度と比べ95.6%を計上しております。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 3目1節商工手数料は、いずれも存置計上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） その下の民生手数料は廃目です。

13款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 24、25ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金保険者支援分は、低所得者層を抱える国民健康保険を支援する国庫負担金で、負担割合2分の1を計上、未就学児均等割保険税負担金は、未就学児に係る均等割額の5割減額を公費により負担するもので、国の負担割合2分の1を計上、産前産後保険税負担金は、産前産後期間の国民健康保険税の減額を公費により負担するもので、国の負担割合2分の1を計上しております。

2節障害者福祉費負担金ですが、障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金で、いずれも負担割合2分の1を計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 3節養育医療費国庫補助金は、1歳未満の未熟児医療に係る国庫負担金で、国の負担割合2分の1を計上しております。

4節児童手当国庫負担金は、児童手当の国の負担分でございます。

5節子どものための教育・保育給付費負担金は、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託に対する国庫負担で、17人分を見込んでおります。

1項の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2項1目1節総務費国庫補助金ですが、1行目、社会保障税番号制度システム改修費等補助金は、同システムの間接サーバーの国費措置分に係る補助金です。

○住民生活課長（木村英彰） 次の個人番号カード交付事業補助金ですが、マイナンバーカード交付事務に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

その下、社会保障税番号制度システム整備費補助金ですが、本年5月より改正戸籍法が施行されることに伴い、戸籍の振り仮名通知事務に係るもので、補助率は10分の10でございます。

○こども子育て課長（高橋 勉） 次の新しい地方経済生活環境創生交付金（拠点整備）は、地方版総合戦略に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設整備等の実施に要する経費を支援するもので、子ども・子育て支援拠点施設整備事業に係る経費の2分の1を見込み、計上しております。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次の結婚新生活支援事業費補助金ですが、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した夫婦で所得合計金額が年間500万円未満の世帯に対し、住宅取得や引っ越し等の費用を助成するものです。婚姻時の年齢が夫婦共に29歳以下の場合には上限が60万円、夫婦のいずれか、または両者が30歳以上、39歳以下の場合には上限が30万円となり、補助率は3分の2です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次のライフデザイン結婚支援重点推進事業費補助金は、地域の実情、課題に応じた少子化対策の推進に係る事業に対する補助金で、秋田結婚支援センター入会登録料助成事業に係る経費の3分の2を計上しております。

○住民生活課長（木村英彰） 次の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金は、高齢者世帯などでの雪下ろしや除排雪作業を安全に実施するための支援に対する交付金で、補助率は2分の1でございます。

○企画財政課長（深澤文仁） 次のデジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化に係る事業に対する補助金で、対象事業費の全額を計上しております。

次の新しい地方経済生活環境創生交付金デジタル実装は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に係る事業に対する補助金で、町ホームページ改修事業及び令和6年度に導入した公共施設予約システム更新事業に係る経費の2分の1を計上しております。

次の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金は、物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者の支援事業のうち、生活支援券事業、省エネルギー設備更新支援事業及び住宅リフォーム緊急支援事業の省エネ、断熱住宅化リフォーム分を計上しております。

1目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 2目民生費国庫補助金1節地域生活支援事業費補助金ですが、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る国庫補助金で、事業費の2分の1を計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2節子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブの運営やこども園への看護師の配置、未就園児の一時保育などに対するものです。

母子保健医療対策総合支援事業費補助金は、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業や1か月児健康診査支援事業に係るもので、初回産科受診料支援事業分として、補助基準単価1万円の2分の1、3人分を、1か月児健康診査支分として、補助単価6,000円の2分の1、50人分を計上しております。

就学前教育・保育施設整備交付金は、千畑なかよし園照明設備LED化工事に対するものです。

妊婦のための支援給付交付金は、妊娠・出産届出後の面談後による応援金の支給財源で、それぞれ50人分を計上しております。

○福祉保健課長（大澤 修） 3節生活困窮者就労準備支援費等補助金ですが、生活困窮者の相談支援等を実施するための費用に係る国庫補助金で、補助率4分の3を計上しております。

○建設課長（高橋博和） 3目1節の浄化槽設置整備事業費補助金は、合併浄化槽の整備に対する国庫補助金で、補助率は補助基本額の3分の1となります。

○福祉保健課長（大澤 修） 2節がん検診推進事業費補助金ですが、乳がん・子宮がん検診の事務費に係る国庫補助金、次の感染症予防事業費等国庫補助金は、風疹抗体検査及び記録等に要する費用に係る国庫補助金です。

○建設課長（高橋博和） 26、27ページをお願いいたします。

4目1節道路新設改良費補助金は、上段の交付金は幹線道路改良、下段の補助金は歩道整備、橋梁点検や舗装補修、交差点改良などに対する交付金で、おおむね5割を見込んで計上しております。

2節住宅管理費補助金のうち、社会資本整備総合交付金は、一般住宅の耐震診断と耐震改修に対する国補助金であり、こちらは定額補助となります。

○住民生活課長（木村英彰） 下段の空き家対策総合支援事業費補助金は、危険空き家の解体の補助分並びに行政代執行分に係る国庫補助で、補助率は2分の1でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人） 5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金ですが、小中学校における要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に係る補助金で、小学校要保護児童生徒就学援助費補助金については、存置計上としております。

また、2節中学校費補助金の学校施設環境改善交付金ですが、美郷中学校の第一体育館の照明LED化改修に係るものです。

○生涯学習課長（中田裕克） 次の3節埋蔵文化財発掘調査事業費補助金ですが、金沢地区・石神・大沼ため池整備事業及び大坂善知鳥地区圃場整備事業に伴う試掘調査のための国庫補助金で、事業費の2分の1を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人） 4節保健体育費補助金ですが、南学校給食センターの空調及び床暖房の設備改修に係るものです。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3項1目1節総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金ですが、広報活動など町が行う自衛官募集事務に係る委託金でございます。次の2節の中長期在留者居住地届出等事務委託金ですが、在留外国人の各種届出事務に係る委託金でございます。

○総務課長（武田浩之） 3節参議院選挙委託金ですが、7月に実施予定の同選挙の委託金です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 2目民生費委託金の1節児童福祉費委託金は、心身に障害を有する児童を養育している保護者に支給される特別児童扶養手当の事務費に係る国からの委託金です。

○住民生活課長（木村英彰） 次の2節の基礎年金等事務費委託金ですが、国民年金の届出の受理等に係る委託金でございます。

以上で14款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤 修） 15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金、国民健康保険税軽減分が負担割合4分の3、保険者支援分が低所得者層の支援と

して負担割合4分の1、後期高齢者医療は、税軽減分で負担割合4分の3を計上しております。

民生児童委員協議会負担金は、同協議会事業に対する県からの負担金です。

その下の未就学児均等割保険税負担金は、未就学児に係る均等割額の5割減額を公費により負担するもので、県の負担割合4分の1を計上、産前産後保険税負担金は、産前産後期間の国民健康保険税の減額を公費により負担するもので、県の負担割合4分の1を計上しております。

28、29ページをお願いいたします。

2節障害者福祉費負担金ですが、障害者総合支援法に基づき給付される県負担分で、いずれも負担割合4分の1を計上しております。

○こども子育て課長（高橋 勉） 3節養育医療費県費負担金は、1歳未満の未熟児医療に係る県負担金で、負担割合は4分の1です。4節児童手当県負担金は、児童手当の県負担分です。

5節子どものための教育・保育給付費県負担金は、町外の認定こども園などへ入所する児童の保育業務委託に対する県負担で、17人分を見込んでおります。

6節児童保護措置費県負担金は、18歳未満の子供を養育している女性が子供と一緒に生活できる児童福祉施設の入所に要する費用の県負担金です。

1目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、2目1節防災訓練費負担金ですが、秋田県冬期防災訓練が美郷町を会場に予定されており、それに係る県からの負担金でございます。

これで1項の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、2項1目1節生活バス路線維持費補助金は、乗合路線バス運行に対する県補助金で、令和6年度実績を基に計上しております。次の乗合タクシー運行費補助金は、乗合タクシー運行に対する県補助金で、令和6年度実績を基に計上しております。

1目の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 2目民生費県補助金1節障害者福祉費補助金ですが、地域生活支援事業費補助金は、訪問入浴や日中一時支援などの障害者の支援事業に係る県補助金で、補助割合は4分の1です。

次のすこやか療育支援事業費補助金は、児童発達支援サービスの利用に係る県補助金で、補助割合は2分の1です。

2節老人クラブ助成費補助金は、老人クラブ活動及び連合会に対する県補助金です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 3節児童福祉費補助金のすこやか子育て支援事業費補助金は、こども園保育料等の無償化措置をしておりますが、本来保護者よりご負担いただく園保育料等に

係る県の補助です。

放課後児童健全育成事業費補助金は、放課後児童クラブの運営に対するものです。

市町村子ども・子育て支援事業費補助金は、乳児への家庭訪問やこども家庭センターの運営等に対するものです。

地域子ども・子育て支援事業費補助金は、こども園への看護師配置や一時保育に対するものです。

子育てファミリー支援事業補助金は、第3子以降の乳幼児の予防接種やおむつなどの購入助成に対する補助です。

施設型給付費地方単独費用補助金は、町外の認定こども園に入所する教育認定児童の業務委託に対するものです。

出産子育て応援事業費補助金は、県の負担分です。

秋田出産おめでとう給付金事業費補助金は、出生届出後の子育て家庭に対し、県からの給付金で、子供1人当たり2万円、50人分を計上しております。

○福祉保健課長（大澤 修） 4節福祉医療費補助金ですが、福祉医療費に対する県制度分の補助金で、補助割合2分の1です。

5節戦没者遺族特別弔慰金事務補助金ですが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給される特別弔慰金に係る事務に要する補助金です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、3目衛生費県補助金の1節保健衛生総務費補助金の母体健康増進支援事業費補助金は、妊婦歯科健康診査への県の2分の1補助で、算定単価が4,000円で、受診者数を40人分と見込み、その2分の1を計上しております。

○福祉保健課長（大澤 修） 次の市町村健康増進事業費補助金は、健康増進法に基づき、町が実施する健康増進事業に対する補助金、地域自殺対策緊急強化事業費補助金は、自殺予防対策に対する補助金、がん検診助成事業費補助金は、がん検診受診率向上のための受診助成に対する補助金です。

30、31ページをお願いいたします。

同節がん患者医療用補正具助成事業費補助金は、がん患者の就労や社会参画を支援するために行う医療用補正具の購入費用の町助成に対する補助金です。

○建設課長（高橋博和） 2節環境衛生費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金は、先ほど説明いたしました国補助金に対応する県補助です。

○農政課長（高塚 剣） 次の県民参加の森づくり事業費補助金ですが、七滝水の森植樹事業に対

する補助金です。

○農業委員会事務局長（佐々木龍悦） 次の4目1節農業委員会費補助金ですが、1行目、農業委員会交付金は、農業委員会事務局職員の人件費に対する交付金でございます。2行目、機構集積支援事業費補助金は、農業委員及び職員の資質向上を図るための各種研修などに参加するための経費に対する補助金でございます。3行目、農地利用最適化交付金は、国の補助事業で導入したタブレット端末に係る経費に対する交付金でございます。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、2節農業振興費補助金ですが、主なものとして、1行目の経営所得安定対策等推進事業費補助金は、地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業に対する補助金です。

1行飛びまして、夢ある園芸産地創造事業費補助金ですが、園芸作物等の新規作付や規模拡大に必要な機械、施設等の導入や園芸等メガ団地整備に対する補助金で、補助率は、機械、施設等導入分が3分の1、園芸等メガ団地整備分が2分の1です。

次の産地パワーアップ土づくり事業費補助金ですが、堆肥施用による土づくりの取組に対する補助金で、補助単価は取組面積10アール当たり3万円以内です。

次の鳥獣被害防止総合対策交付金ですが、鳥獣被害防止の取組に対する交付金です。

1行飛びまして、新規就農者研修支援事業費補助金ですが、農業研修生への研修奨励金の交付に対する補助金で、補助率は研修先に応じて2分の1または10分の7です。

次の新規就農者育成対策事業費補助金ですが、新規就農者の経営開始資金に加え、機械、施設等の導入に対する補助金で、経営開始資金分は就農年度に応じて年額120万円、または150万円、機械、施設等導入分の補助率は4分の3です。

次の企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業費補助金ですが、農業法人の雇用拡大及び定着に向けた就農条件整備に対する補助金で、補助率は2分の1です。

続きまして、3節農村整備費補助金ですが、主なものとして、2行目の多面的機能支払交付金は、地域住民による水路、農道、農地の保全活動等に対する交付金で、1行飛びまして、中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産活動の維持管理等に対する交付金で、補助率は各交付金共に4分の3です。

1行飛びまして、基盤整備促進事業費補助金ですが、事業採択を目指している第二暁雨池地区の経営体育成促進換地等調整業務に対する補助金で、補助率は2分の1です。

続きまして、4節林業費補助金ですが、主なものとして、1行目の森林病虫害等防除対策事業費補助金は、松くい虫やナラ枯れの被害防止に対する補助金で、補助率は4分の3です。

1行飛びまして、安全・安心な森整備事業費補助金ですが、熊等との緩衝帯整備に対する補助金です。

次の流域育成林整備事業費補助金ですが、林道七滝山線の整備に対する補助金で、補助率は55%です。

○建設課長（高橋博和） 5目1節の木造住宅耐震改修事業費補助金は、先ほど説明いたしました一般住宅の耐震関連の国補助金に対応する県補助です。

○生涯学習課長（中田裕克） 次の6目1節埋蔵文化財発掘調査事業費補助金ですが、先ほどの26、27ページの教育費国庫補助金で説明いたしました県補助金分で、事業費の10分の1を計上しております。

次の学校・家庭・地域連携総合推進事業補助金は、みさぼーとによる学校活動への地域住民ボランティアのコーディネート経費に係る補助金で、事業費の3分の2を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人） 2節地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業補助金については、スクールガードリーダーの活動に対するものです。

6目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 7目1節商工補助金の1行目、移住支援事業費補助金ですが、首都圏からの移住者に対して国県が連携し支援金を支給する制度で、単身世帯は60万円、2人以上の世帯に対して100万円、子供がいる場合は1人当たり100万円を加算して補助するものです。件数は1件、子供2人分を計上し、補助率は4分の3です。

その下、地方就職学生支援事業費補助金ですが、東京圏に通う大学生の秋田県内の企業の採用活動に参加するための交通費の補助金で、3名分を計上し、補助率は4分の3です。

2項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 32、33ページをお願いします。

3項1目1節県広報誌類配布委託金ですが、県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金です。

○住民生活課長（木村英彰） 次の人権啓発活動地方委託金ですが、人権擁護委員と町内3小学校が取り組む人権の花運動に係る委託金でございます。

○税務課長（小田長光仁） 次の2節税務総務費委託金ですが、町民税の徴収事務に係る委託金で、令和7年度の納税義務者数の見込数を基に計上しております。

○住民生活課長（木村英彰） 次の3節の人口流動調査交付金は、転入転出などの調査に対する交付金で、下段の人口動態調査交付金は、出生、婚姻、死亡などの調査に対する交付金でございます。

す。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、4節統計調査費委託金は、学校基本調査、経済センサス調査、農林業センサス調査及び国勢調査に対する委託金を計上しております。

○総務課長（武田浩之） 5節選挙費委託金は、4月に実施予定の秋田県知事選挙の委託金です。

6節総務費権限移譲推進交付金から2目1節、3目1節、4目1節、5目1節、6目2節、7目1節、8目1節につきましては、県からの権限移譲による交付金です。

○建設課長（高橋博和） 説明を追加いたしまして、6目1節の冬期除雪作業委託金ですが、県道の3路線、車道約13キロ、歩道約3キロを昨年度までと同様に町が除雪する予定となっており、これに対するものとなります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、16款1項1目1節土地貸付収入ですが、千畑工業団地旧学校用地、旧中央行政センター及び電柱、電話柱用地などの貸付37件分を計上しております。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、2目1節利子及び配当金は、34、35ページ上段にかけてとなりますが、13の基金の利子分を計上しております。

34、35ページをお願いします。

基金の利子分以外として、4行目の配当金は、県南環境保全センター等の配当金を計上しております。

2目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 3目1節美郷雪華酵母独占利用料ですが、昨年10月に締結した美郷雪華酵母の独占的通常使用権に関する契約に基づく利用料です。

1項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、2項1目1節不動産売払収入ですが、土地及び建物については存置計上、立木売払収入については、仏沢地区町有林の搬出間伐1,672立米分を計上しております。

○生涯学習課長（中田裕克） 次の2目1節物品売払収入ですが、広報縮刷版や町史、図録、オリジナル絵本等の売払い分を計上しております。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次の3目1節生産物売払収入ですが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料などについて計上しております。

16款の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 17款1項1目1節一般寄付金ですが、存置計上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 次のラベンダー育成協力金は、ラベンダー畑で寄せられる育成

のための寄附金です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、2目1節指定寄付金は、ふるさと美郷応援寄付金で、令和6年度の実績等を基に計上しております。

17款の説明は以上です。

36、37ページをお願いします。

18款1項基金繰入金ですが、1目1節公共施設整備基金繰入金は、温泉施設、社会教育施設及び社会体育施設等の環境整備に充当するため繰り入れるものです。

2目1節ふるさと美郷子ども育成基金繰入金は、子育て支援及び児童生徒の教育の充実に關する事業に充当するため繰り入れるものです。

3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、”生菓の里美郷”構想推進事業に充当するため繰り入れるものです。

4目1節佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金繰入金は、子どもの感性・創造力育成事業に充当するため繰り入れるものです。

5目1節振興基金繰入金は、地域振興に資するソフト事業に充当するため繰り入れるものです。

6目1節一般廃棄物最終処分場基金繰入金は、最終処分場の維持管理費に充当するため繰り入れるものです。

最後の森林環境保全基金繰入金は、令和7年度は同基金からの繰入れを行わないため廃目となります。

18款の説明は以上です。

19款繰越金ですが、過去3年間の決算状況を基に計上しております。

19款の説明は以上です。

○税務課長（小田長光仁） 続きまして、20款1項1目延滞金ですが、令和6年度と同額を計上しております。

次の2目過料ですが、存置計上としております。

○企画財政課長（深澤文仁） 2項1目町預金利子ですが、令和6年度の預金利率等を考慮し計上しております。

2項の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 38、39ページをお願いします。

3項1目奨学資金貸付金元金収入ですが、65人分を計上しており、滞納繰越分については、納

付誓約等により毎月納付している方などを見込み、計上しております。

1目の説明は以上です。

○**商工観光交流課長（高橋晋一）** 続きまして、2目1節中小企業振興貸付金元利収入ですが、貸付金の基となる預託金の元金収入です。

2目の説明は以上です。

○**福祉保健課長（大澤 修）** 3目障害者住宅整備資金貸付金元利収入1節元金は1名分を、利子は存置計上しております。

3項の説明は以上です。

○**住民生活課長（木村英彰）** 続きまして、4項1目1節の交通災害等共済加入受託収入ですが、交通災害共済の受託事務に係るもので、1,400件の加入を見込んでおります。

○**福祉保健課長（大澤 修）** 2目民生費受託事業収入1節は、いずれも保険者である大曲仙北広域市町村圏組合から介護保険事業等に要する費用分の収入です。

○**農業委員会事務局長（佐々木龍悦）** 次の3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、1行目、農業者年金基金業務受託収入は、農業者年金事業に関する各種届出の受付事務等に係る独立行政法人農業者年金基金からの受託収入でございます。

2行目、特例事業等業務受託収入は、農地中間管理機構を介した農地売買の取扱業務に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。

次の3行目、農地中間管理事業業務受託収入ですが、農地中間管理事業の事務手続等に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。

4項の説明は以上です。

○**総務課長（武田浩之）** 5項1目の1節違約金と2節延滞利息は存置計上です。

1目の説明は以上です。

○**教育推進課長（佐々木寿人）** 2目給食事業収入ですが、学校給食費受入金については、小学生669人、中学生371人、教職員等151人を見込み計上しており、学校給食費滞納繰越分については、納付誓約等により毎月納付している方などを見込み、計上しております。

○**こども子育て課長（高橋 勉）** 一時保育分給食代は、これまでの実績により計上しており、滞納繰越分は存置としております。

こども園職員等給食代は153人分を、こども園給食費受入金は、広域受入れ幼児3人分を見込み、計上しております。こども園給食費受入金滞納繰越分は存置としております。

3目過年度収入の1節国庫支出金過年度収入及び県支出金過年度収入は、存置計上しております。

す。

3目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4目1節雑入ですが、300万円以上の額の大きなものをご説明します。

40、41ページをお願いします。

総務課関係ですが、上から11行目の搬出間伐事業補助金は、仏沢地区の間伐事業に対する仙北東森林組合からの補助金です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、企画財政課関係ですが、中段に秋田県市町村振興協会交付金676万2,000円と、その下、秋田県市町村振興協会助成金539万4,000円を計上しております。市町村振興協会の宝くじの収益金を活用し、市町村を支援する目的で交付されるものです。

○福祉保健課長（大澤 修） 次に、福祉保健課関係ですが、介護予防サービス計画作成費収入は、介護予防プラン作成費用として秋田県国民健康保険団体連合会から支払われるものです。総合健診料は、受診者の自己負担分を計上しております。1つ置いて、後期高齢者健診事業補助金は、後期高齢者の健診に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

42、43ページをお願いいたします。

一番上の介護予防ケアマネジメント作成費収入は、介護予防日常生活支援総合事業利用者のケアプランを作成する費用として、秋田県国民健康保険団体連合会から支給されるものです。1つ置いて、保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料は、高齢者の介護予防、フレイル予防のための保健事業について、秋田県後期高齢者医療広域連合から委託を受けるものでございます。

4目の説明は以上です。

○税務課長（小田長光仁） 次の5目弁償金ですが、存置計上としております。

以上で20款の説明を終わります。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 戻りまして、4目の説明に戻らせていただきます。

4目雑入の商工観光交流課関係ですが、上から9行目、地元対策負担金ですが、サテライト六郷の競輪及びボートレースの売上げの0.5%について、実績を基に計上しております。

5項雑入の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、21款町債についてご説明します。1項1目総務債の1節生活交通対策事業債は、予約制乗合タクシー運行事業に充当するものです。

2節移住・定住推進事業債は、美郷暮らし促進奨励事業に充当するものです。

3節公共施設整備事業債は、住民活動センター環境整備事業に充当するものです。

次に、2目民生債の1節高齢者福祉対策事業債は、ふれあい安心電話事業、軽度生活援助事業及び除雪作業援助事業に充当するものです。

44、45ページをお願いします。

2節子育て支援事業債のうち過疎対策事業債は、子ども医療費助成事業費及びなかよし園施設環境整備事業に、子ども・子育て支援事業債は、子ども・子育て支援拠点施設整備事業の大型遊具購入に、一般補助施設整備事業等事業債は、子ども・子育て支援拠点施設整備事業の施設整備工事にそれぞれ充当するものです。

3節障害者福祉対策事業債は、透析通院者支援事業に充当するものです。

次に、3目土木債の1節道路新設改良事業債のうち、過疎対策事業債は橋梁長寿命化事業に、緊急自然災害防止対策事業債は道路維持管理事業に、それぞれ充当するものです。

2節水質環境対策事業債は、合併浄化槽水質環境保全事業に充当するものです。

3節住環境整備事業債は、住宅リフォーム緊急支援事業に充当するものです。

4節河川工事債のうち、緊急しゅんせつ推進事業債は河川しゅんせつ事業に、緊急自然災害防止対策事業債は河川改修事業に、それぞれ充当するものです。

次に、4目消防債の1節消防施設整備事業債のうち、過疎対策事業債は、消防車両更新事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金に、緊急防災・減災事業債は秋田県地域防災システム導入に係る県への負担金に、それぞれ充当するものです。

2節災害対策事業債は、危険空き家解体事業に充当するものです。

次に、5目教育債の1節教育施設整備事業債のうち、過疎対策事業債は、南学校給食センター設備改修事業に、北学校給食センター貫流ボイラー更新事業、美郷中学校施設環境整備事業、総合体育館リリオス整備事業に、脱炭素化推進事業債は美郷中学校施設LED化事業に、防災対策事業債は、なかよし園、幼稚園等非常用発電機更新事業にそれぞれ充当するものです。

2節教育支援事業債は、国際教育推進事業に充当するものです。

次に、6目農林水産業債の1節農村整備事業債のうち、過疎対策事業債は、かんがい排水事業及び経営体育成基盤整備事業に、公共事業等債は、国営かんがい排水事業田沢二期地区繰上償還に係る県への負担金及びため池等整備事業にそれぞれ充当するものです。

2節公有林整備事業債は、林道七滝山線整備事業に充当するものです。

3節畜産施設整備事業債は、畜産環境総合整備事業に充当するものです。

4節農業振興事業債は、作物転換総合支援事業、6次産業化推進事業、サキホコレ作付応援事

業及び循環型農業土づくり応援事業に充当するものです。

5節畜産振興事業債は、畜産振興事業に充当するものです。

次に、7節衛生債の1節保健衛生施設整備事業債のうち、過疎対策事業債は、北部斎場改修事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金に、一般廃棄物処理事業債は、中央ごみ処理センター基幹的設備改良事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金にそれぞれ充当するものです。

2節家庭用井戸等整備事業債は、家庭用飲用井戸等整備事業に充当するものです。

次に、8目商工債の1節商工業振興事業債は、起業者総合支援事業に充当するものです。

2節観光施設整備事業債のうち、過疎対策事業債は、六郷温泉あったか山キュービクル更新事業に、脱炭素化推進事業債は、六郷温泉あったか山外灯設備改修事業にそれぞれ充当するものです。

これにより、町債の令和7年度の合計額は14億8,700万円で、令和6年度と比較し3億4,570万円、30.3%の増となっております。

当初予算におけるプライマリーバランスについては、歳出予算の公債費の償還元金が約9億5,300万円に対して、町債が14億8,700万円となり、借入が約5億3,400万円上回っておりますが、令和7年度中における町債の償還元金の繰上げ償還の検討等も含め、引き続き財政の健全化に留意してまいります。

歳入の説明は以上です。

○総務課長(武田浩之) 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、職員の人件費の概要について、給与費明細書にてご説明しますので、議案の176ページをお願いします。

特別職として、町長、副町長、教育長、町議会議員、その他の特別職733人分並びに会計年度任用職員253人を含む一般職456人分の報酬、給料、職員手当及び共済費を計上しております。

はじめに、1の特別職の町長、副町長、教育長及び町議会議員ですが、令和6年度との比較で合計で379万4,000円の減で、議員定数の見直しによる報酬及び期末手当の減などが主な要因です。

また、その他の特別職は、報酬が2,536万3,000円の減で、消防団員の出勤報酬の一部を費用弁償に予算を組み替えしたことなどが主な原因です。

177ページをお願いします。

2の一般職ですが、令和6年度との比較で合計で9,979万円の増です。このうち、アの会計年度任

用職員以外の職員分は、給与改定及び昇給により給料が3,730万3,000円、職員手当が2,894万5,000円、共済費が2,294万4,000円の増で、合計で8,919万2,000円の増となります。

その下に職員手当の内訳がありますが、支給率改定に伴う期末・勤勉手当の増や、退職手当組合負担金の減などが主な増減要因です。

イの会計年度任用職員分は、会計年度任用職員の適正配置に努め、給与改定による給料及び職員手当の増に対し、報酬及び共済費の減などにより、合計で1,059万8,000円の増です。

その下の職員手当の内訳ですが、支給率改定に伴う期末・勤勉手当の増や会計年度任用職員の人数減に伴う報酬及び共済費の減などが主な増減要因です。

人件費の概要は以上ですので、以降、各款項目の人件費の説明は省略させていただきたいと思っております。

人件費の説明は以上です。

引き続き、人件費以外の歳出について、ご説明します。

48、49ページをお願いします。

1款1項1目議会費ですが、議員報酬、議員活動、議会運営に関する経費が主なものです。

2目議会広報費ですが、6月議会定例後のみさと議会だよりから1回当たりの内容の簡素化を図り、年8回ベースでの発行とし、町内全世帯、事業所及び関係機関などへの配布を予定し、これに係る経費を計上しております。

1款の説明は以上です。

50、51ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費ですが、54、55ページまでとなります。

本目ですが、文書管理や庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費などを計上しております。

主なものとして、職員能力向上事業では、役職、階層に応じた研修や政策テーマ別の研修などの経費を8節、12節、18節に合計で約200万円計上しております。

52、53ページをお願いします。

12節委託料の一番下、個人情報ファイル簿ウェブ台帳整備業務委託料は、現在ウェブ上で公開している個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル簿について、公開してから一定年数が経過しており、更新に係る経費を計上しております。

54、55ページをお願いします。

一番上の個人情報安全管理措置対応業務委託料ですが、個人情報保護法に基づく個人情報の安

全仮措置対応に必要なマニュアルの整備と職員研修に係る経費となります。

17節備品購入費ですが、庁舎備品として年次計画で更新している事務用椅子15脚と紙織機1台の購入費です。

1目の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時08分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○総務課長（武田浩之） 歳出の説明を再開させていただきます。

56、57ページをお願いします。

2目の行政推進費ですが、58、59ページ上段までとなります。

本目ですが、行政区の機能強化に要する経費やコミュニティセンター施設管理費のほか、14節工事請負費に鑓田コミュニティセンター屋根塗装工事に要する経費を計上しております。

また、交通施策事業では、飯詰駅舎の管理費などのほか、18節負担金、補助及び交付金に乗合タクシー運行に要する経費や路線バス維持対策費に係る経費を計上しております。

地域コミュニティ推進事業では、18節負担金、補助及び交付金に行政区及びボランティア団体等が行う、特色ある事業に対する活力ある地域づくり事業費補助金や地域の集会施設整備などの地域活動拠点整備事業費補助金を計上しております。

さらに、男女共同参画の推進に要する経費などのほか、共同参画のまちづくり事業として、12節の委託料に住民活動センター指定管理委託料、14節工事請負費に住民活動センター施設改修等工事に要する経費などを計上しております。

出会い・結婚支援事業では、18節負担金、補助及び交付金に秋田結婚支援センター入会登録料助成金や、出会い創出事業費補助金、新婚世帯の住宅取得等に対する助成を行う結婚新生活支援助成金などを計上しております。

そのほかとしまして、こども園での国際教養大学の学生と園児との交流活動に係る経費や美郷フェスタ開催に要する経費を計上しております。

2目の説明は以上になります。

58、59ページをお願いします。

続きまして、3目文書広報費ですが、広報みさとの発行経費、町公式ホームページ及び町公式フェイスブックの管理経費、ご意見はがき、町政お気づきモニターに要する経費が主なものです。このうち、町公式ホームページについては、現在のデザインになってから6年ほど経過し、情報発信の強化のための改修費として、12節委託料にホームページ改修委託料を計上しております。

また、広報みさとお知らせ版の発行終了に伴い、新たな情報発信手段として、13節使用料及び賃借料にテレビ回覧板システム使用料を計上しております。

3目の説明は以上です。

○会計管理者兼出納室長（飛澤史子） 続きまして、4目会計管理費でございますが、会計事務全般に関わる経費として10節は、ファイルなどの消耗品費及び諸用紙の印刷製本費、11節は金融機関へのデータ送信や振込、口座振替の手数料、13節は窓口での現金納付用セルフレジの機器借上料を計上しております。

4目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 60、61ページをお願いします。

5目財産管理費ですが、町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町有バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理などに係る経費が主なものです。

このうち、12節委託料の2行目、松並木防腐処理業務委託料は、樹木の腐食防止のために年次計画で実施しているものです。

また、委託料の下から2行目、町有林保育事業委託料は、仏沢地区の17.58ヘクタール分の搬出間伐の経費を計上しております。

5目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 62、63ページをお願いいたします。

6目企画費ですが、総務課関係では、美郷大使の来町に関する経費、名刺作成経費等として、7節、8節、10節、11節に関連予算を計上しております。

また、企画財政課関係では、ふるさと納税の推進に要する経費として、7節、10節、11節、12節に関連予算を計上しております。

7節では報償金に返礼品に要する経費として1,750万円を、10節では消耗品費に展示品サンプルとして2万円を、11節では手数料にふるさと納税ポータルサイトへの手数料として550万円を計上しております。12節には、ふるさと納税管理システム保守業務委託料として、ふるさと納税ポータルサイトからの寄附者や返礼品等の情報を一元管理するシステム保守料を計上しております。

また、5行下、ふるさと納税支援業務委託料として、返礼品発送業務、寄附金管理業務等に係る委託料を計上しております。

商工観光交流課関係では、美郷暮らしサポート事業、環境配慮型美郷暮らし整備事業、ふるさと会事業、地域間交流事業、連携企業交流推進事業、地域おこし協力隊に要する経費が主なものです。

7節報償費では、移住体験事業や連携企業との地域貢献事業の受入れに対する謝礼のほか、ふるさと会への提供品、東京都大田区をはじめとした自治体交流に係る協賛品等に要する経費を計上しております。

12節委託料では、環境配慮型美郷暮らし整備事業として、旧六郷わくわく園跡地の宅地造成に係る調査委託料として不動産鑑定評価業務委託料を、登記事務委託料として分筆及び地籍更正に係る登記事務の委託料を、測量調査委託料として測量、境界確認に係る測量等の委託料を、設計監理委託料として宅地造成工事に係る設計監理の業務委託料をそれぞれ計上しております。

また、12節委託料の一番下の行、換金業務委託料ですが、昨年12月の臨時議会で議決いただいた生活支援券給付事業として、福祉保健課で実施しているエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業の対象とはならない世帯に対し、1世帯当たり7,000円を給付する事業で、4,900世帯分の換金代金のほか、口座振込手数料等を計上しております。

次の64、65ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料は、連携企業や自治体交流等に係る経費のほか、車両借上料として、地域おこし協力隊2名分の車両の年間リース料を計上しております。

14節工事請負費は、旧六郷わくわく園跡地の宅地造成に係る工事費用を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金の主なものとしましては、上から4行目、美郷暮らし促進奨励金については、新・増築30件、リフォーム等19件、合計49件分を計上しております。

2行下、移住支援事業費補助金ですが、先ほど歳入でもご説明した国の制度として首都圏からの移住者に対し、単身者に60万円、2人以上の世帯に100万円、子供がいる世帯には1人当たり100万円を加算して移住支援金を支給するものです。

さらに2行下、空き家等活用移住定住促進事業補助金は、空き家等を有効活用し定住、移住につなげることを目的とした分譲用宅地整備、分譲住宅建設及び賃貸住宅の建設に対する補助金です。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、7目電子計算費ですが、66、67ページ上段までとなります。

デジタル化推進に係る経費、電算システムの安定稼働のための管理経費、庁舎コピー機の利用に係る経費、町所有のイントラネットケーブルの維持管理経費等を計上しております。

12節の2行目、電算機器類設定委託料は、避難所3か所の業務用L G W A N回線の無線L A N構築に係る経費及びクラウド型ソフトウェア導入のための環境構築に関する経費等を計上しております。

次の自治体D X推進業務委託料は、D X推進アドバイザーの外部委託に係る経費を計上しております。

13節の3行目、電算機器借上料は、ネットワーク機器、仮想サーバー及び事務用パソコン等のリース料を計上しております。

同じく5行目、電算システム使用料は、電子申請システム、町公式L I N E、キャッシュレス端末P O Sシステム及び地方公共団体情報システムの標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの各使用料等を計上しております。

14節は、イントラネット光ファイバーケーブル支障移転等及びI P電話等の移設に係るL A N配線に係る工事費を計上しております。

17節は、66、67ページ上段にかけてとなりますが、業務用のタブレット、ディスプレイ及びプリンター及び、更新用ネットワークハードディスクの購入費を計上しております。

18節は、マイナンバー関連システムを管理する地方公共団体情報システム機構への中間サーバー利用負担金、秋田県情報セキュリティークラウド利用負担金、地方公共団体情報システムの標準化対応経費を含む秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金等を計上しております。

7目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きますが、8目交通安全対策費ですが、交通安全の啓蒙指導、交通安全施設の整備、チャイルドシートの購入補助などを実施してまいります。

7節の報償金は、交通指導隊員の報酬を計上しております。

10節の修繕料では、カーブミラーなど安全施設の修繕を見込むほか、14節では、カーブミラーの新規設置工事費を計上しております。

また、18節では関係団体への負担金及び補助金のほか、チャイルドシート購入補助金で30件分を見込み計上しております。

次の9目防犯対策費ですが、犯罪や事故のない明るい社会づくりのための防犯活動や防犯灯の整備などを実施してまいります。

7節報償費では、防犯指導隊員の報酬費を計上しております。

10節の光熱水費では防犯灯2,877基分の電気料を計上しております。

14節では、防犯灯8基分の設置工事費を計上しております。

18節では、関係団体への補助金を計上しております。

次の10目諸費ですが、秋田県防衛協会への会費及び町自衛隊家族会の補助金を計上しております。

○福祉保健課長（大澤 修） 68、69ページをお願いします。

11目豪雪地帯安全確保事業費12節雪下ろし等支援事業委託料ですが、在宅の独り暮らし高齢者等に対する雪下ろし等の援助を図るため、費用負担の軽減を行うものです。

1項の説明は以上です。

○税務課長（小田長光仁） 続きまして、2項徴税费1目税務総務費ですが、税務一般に係る事務経費を計上しております。

なお、21節賠償金ですが、昨年11月に新築家屋の家屋調査に伺った際、養生期間が不十分なコンクリート舗装された宅地内に進入してしまい、コンクリートにタイヤ痕をつけてしまったことから、これを修繕するための費用で、雪解けを待って実施したいことから、令和7年度当初予算に計上させていただきました。

次に、70、71ページ上段までの2目賦課徴收费ですが、町税の賦課徴収に係る経費として、納税通知書や封筒の印刷費、電算システム保守委託料、固定資産の標準値評価委託料などを計上しております。

以上で2項徴税费の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3項戸籍住民基本台帳費を説明いたします。人権擁護に関するもの、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカードの発行に要する経費及びこれらに使用する機器の保守費用が主なものでございます。

10節需用費は、人権擁護委員と町内3小学校が取り組む人権の花運動に要する花の苗、土、肥料代等を計上しております。

12節の個人番号カード申請促進業務委託料は、現在80%を超えたマイナンバーカード保有率をさらに向上するよう、新規開設に係る事務委託のほか、戸籍の振り仮名通知に関する委託費も計上しております。

次の13節の一番下、電算システム使用料は、「書かない窓口」申請支援システムの利用料です。

次のページ、72、73ページをお願いいたします。

18節の上から3段目、地方公共団体情報システム機構負担金は、住民票などのコンビニ交付に

係る負担金でございます。

以上で3項の説明を終わります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を計上しております。

2目選挙啓発費は、明るい選挙推進協議会委員の活動に係る報酬金、3目秋田県知事選挙費は、4月に予定されている同選挙に係る経費を計上しております。

74、75ページをお願いします。

4目参議院議員選挙費は、7月に予定されている同選挙に係る経費、5目美郷町議会議員一般選挙費は、9月に予定されている同選挙に係る経費をそれぞれ計上しております。

76、77ページをお願いします。

中段の美郷町長選挙費は、廃目となります。

4項の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、5項統計調査費ですが、1目統計調査総務費は、統計功労者表彰時の額の購入費等を計上しております。

2目基幹統計費は、令和7年度は5年に一度の国勢調査をはじめとする各統計調査に要する経費を計上しております。

5項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、6項1目監査委員費ですが、監査委員報酬をはじめ費用弁償等、監査に要する経費を計上しております。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3款1項1目社会福祉総務費ですが、81ページ中段までとなります。生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等社会福祉に関わる関係諸団体への補助が主なものです。令和7年度においては、7節報償金及び10節印刷製本費等に地域福祉計画策定に要する経費を、また、自治体情報システムの標準化に伴う福祉台帳システムの改修に要する経費として、12節システム改修委託料を計上しております。

80、81ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費ですが、83ページ下段までとなります。多くが障害者総合支援法に基づく事業に係るもので、日常生活用具の給付や補装具の給付、介護給付訓練等、給付費における障害福祉サービスが主なものでございます。前年度比較の増額ですが、主に19節扶助費の給付で、生活介護や共同生活援護等に係る介護給付訓練等給付費が約2,500万円の増、児童発達支援等に係る障

害児通所支援給付費が約1,400万円の増にて計上しております。

82、83ページをお願いします。

高齢者福祉費ですが、87ページ上段までとなります。美郷町高齢者福祉計画に基づく介護予防対策や認知症施策の推進を図るものが主なものです。なお、シニア元いきいき支援事業により、町内に住所を有する65歳以上の方へのはり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、バス、タクシー運賃の助成を継続し、関連予算を計上しております。

令和6年度と比較しての増要因ですが、18節大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事業負担金が約3,400万円の増となりますが、地域支援事業に係る負担額の増や介護保険システムの標準化移行に適応する負担等によるものです。

減要因としましては、小規模介護施設等整備事業費補助1,400万円減のほか、大仙美郷介護福祉組合負担金が負担割合の見直し等により、約1,200万円の減などが主なものです。

86、87ページをお願いいたします。

4目医療給付費は、国民健康保険、後期高齢者医療及び福祉医療等に関して一般会計で負担する費用を計上しております。

1項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2項1目児童福祉総務費は、86ページ下段から89ページ下段までとなっており、こども家庭センターの運営や子ども・子育て支援拠点整備事業、出生祝い事業等に係る経費を計上しております。

89ページ上段の7節出生祝金は、町からの祝金で、1人につき5万円を50人分計上しております。

12節の設計管理委託料は、子ども・子育て支援拠点施設整備の新築工事に係る工事管理業務委託で、4つ下のシステム構築業務委託料は、子ども・子育て支援拠点施設の入退館システムなど、デジタルシステムの構築に係るものです。

1つ上の産後ケア施設利用委託料は、産後の心身の負担軽減を図るための出産後の母子のケア、育児のサポートなどを行う産後ケア施設の通所利用料を支援するものです。

子育て短期支援事業委託料は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育する事業となります。

14節工事請負費は、子ども・子育て支援拠点施設整備に関するもので、施設建物の建築工事、機械設備工事等になります。

17節の施設用遊具は、子ども・子育て支援拠点施設内に設置する大型遊具や可動式遊具で、施設用備品は、椅子などの什器となります。

18節中段の出産応援金は、妊婦1人につき5万円を、子育て応援金は、胎児1人につき5万円を支給するもので、それぞれ50人分を計上しております。秋田出産おめでとう給付金は、出生届出後の子育て家庭に対し県から市町村を通じて支給されるもので、子供1人につき2万円を50人分計上しております。在宅子育て支援給付金は、在宅で育児している保護者に対し経済的負担軽減を図るため、児童1人当たり月額5,000円を支給するもので、50人分を計上しております。このほか、18節では、子供会が行う事業に対する助成等を計上しております。

2目ひとり親家庭福祉費は、独り親家庭への支援として小中学校卒業予定者40人に送るお祝い記念品に係る費用を7節に計上しております。

3目児童福祉施設費は、93ページまでとなります。町内24か所の児童遊園地の管理や認定こども園の管理運営に係る経費を計上しております。

はじめに、こども園の園児数ですが、415人を見込んでおります。

90、91ページ上段、3節の下段、特殊勤務手当は、こども園の正職員の育児休業等への対応のため会計年度任用職員を担任とした際の手当で、5人分を計上しております。

ページ下段、12節施設管理委託料は、児童遊園地の管理に係る自治会への委託料です。

92、93ページ中段、保育業務委託料は、本町の児童が町外の認定こども園などに入所する場合の委託料で、17人分を計上しております。

給食業務委託料は、こども園の給食調理に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料です。

14節工事請負費の千畑なかよし園施設改修等工事は、照明施設のLED化や幼稚園等の非常用発電機の更新など、仙南すこやか園は厨房のエアコン設置工事で、このほか、こども園屋外遊具改修工事について計上しております。

17節のこども園備品は、千畑なかよし園のテラスシューズロッカー、六郷わくわく園のスライドテント、仙南すこやか園のリフティ軽テーブルなどの購入予算を計上しております。

給食用備品は、なかよし園のガス回転釜、わくわく園のガステーブル、すこやか園の立体炊飯器などの購入予算を計上しております。

94、95ページをお願いいたします。

子育て支援費は、放課後児童クラブの管理運営や子育て支援事業に係る経費を計上しております。

はじめに、放課後児童クラブの利用者ですが、通年利用並びに長期休業期間のみの利用を合わせ347人を見込んでおります。

12節放課後児童クラブ支援業務委託料は、長期休業期間に不足する支援員を確保するため、シルバー人材センターからの派遣に係る経費を計上しております。

17節放課後児童クラブ備品は、千畑めだか児童クラブの洗濯機、六郷わくわく児童クラブのストレッチャーロッカー、仙南っ子児童クラブのシューズボックスなどの購入予算を計上しております。

18節の病児・病後児保育利用料助成金は、子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育利用料の2分の1を助成するものです。

19節扶助費の子育てのための施設等利用給付費は、3歳以上の児童が認可外施設等を利用する際の費用を給付するもので、1人分を計上しております。

すこやか子育て支援事業助成は、広域入所者の保育料等を助成するもので、17人分を計上しております。

子育てファミリー支援事業助成については、第3子以降のお子さんが生まれた家庭を対象に、予防接種やおむつの購入などに対し年間1万5,000円を上限に助成するもので、70人分を計上しております。

続きまして、5目児童措置費は97ページ上段までとなっております。児童手当に要する費用や児童福祉施設入所に要する費用でございます。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 次のページ、96、97ページをお願いします。

3項災害救助費ですが、火災、暴風、洪水などの被害に遭われた世帯に対し、災害罹災者見舞金を支給するため計上しております。

以上で3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤 修） 4款1項1目保健衛生総務費ですが、101ページ上段までとなります。保健センターの管理費、セルフケア推進事業、心の健康づくりのほか、少子化対策として、不妊治療等への助成や未熟児に対する医療給付費用を計上しております。

健康管理システムの標準化につきましては、年度内運用開始の予定で、12節標準化データ移行業務委託料及び電算保守委託料にて関連予算を計上しております。

また、心の健康づくり事業として、第2期美郷町自殺対策計画策定のために令和5年8月に行ったアンケート調査の追跡調査を行うこととし、11節通信運搬費に郵送料の予算等を計上しております。

100、101ページをお願いいたします。

2目予防費ですが、妊婦健診、乳幼児健診、がん検診及び各種予防接種に係る費用を計上しております。予防接種につきましては、带状疱疹ワクチンの予防接種が令和7年4月から予防接種法に基づく定期接種の対象となることが決定いたしました。定期接種対象者は、65歳の方、または60歳以上65歳未満の方であってヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方となります。対象者の経過措置として、定期接種の開始から5年間は65歳を超える方について5歳年齢ごとに対象とすることになります。なお、町では、令和5年4月より、50歳以上の方を対象として同予防接種に対する助成を行ってまいりましたが、こうした国の動向を受け、50歳以上65歳未満の方に対しましては、経過措置として、令和7年12月末までの接種について一部助成を行うこととし、周知を行ってまいります。

また、新たに広域的な対策型胃内視鏡検診を50歳代の奇数年齢を対象に実施し、検診料金の自己負担残を町負担にて計上しております。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きます、3目環境衛生費ですが、水環境保全、狂犬病対策、不法投棄監視、墓地公園の管理、斎場負担金などの予算を計上しております。

次のページ、102、103ページをお願いします。

7節報償費ですが、不法投棄の監視や防止活動を行う不法投棄監視員の報償を計上しております。

12節委託料の町営墓地管理委託料は、町内7か所の町営墓地の維持管理のほか、敷地内の老木の伐採費を計上しております。

18節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金は、利用人数に応じて負担するもので、斎場運営費負担金として1,546万3,000円、北部斎場改修費負担金として209万9,000円を計上しております。

次の段、斎場使用料負担金ですが、380件分を計上しております。

続きます、2項1目清掃費ですが、家庭ごみの収集運搬、処理及び処分に関する費用が主なものでございます。令和7年度より家庭用プラスチックごみを資源として分別回収し、再商品化することを大仙市、大曲仙北広域市町村圏組合と連携して実施してまいります。

12節の再商品化製品品質分析業務委託料は、家庭から出されたプラスチックから再商品化された製品が国が定めた基準値に適合しているかを調査し、報告するためのものです。

その下、ごみ収集業務委託料は、前年度と比較し、人件費、燃料費等の上昇分に加え、プラス

チック資源の回収費443万9,000円が追加となっております。

次のページ、104、105ページをお願いします。

廃棄物運搬委託料ですが、回収したプラスチックは一旦大仙市花館にあります広域中央ごみ処理センターに運ばれます。その費用は、先ほど103ページでご説明しましたごみ収集業務委託料で支出するものですが、こちらの運搬委託料は、広域中央ごみ処理センターから再商品化事業者である湯沢クリーンセンターまでの運搬費用を大仙市と案分により負担するものでございます。

その下、廃棄物減量等推進委託料は、各行政区の廃棄物減量推進委員に対し廃棄物減量に関する配布等を委託するものです。

3つ下の有料ごみ袋作成委託料は、プラスチック回収による燃えるごみの減量が見込まれるため、前年度より154万円ほど減額しております。

18節の大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金の主なものは、改修されたごみ処理場に係る負担金が1億4,350万円、新中央し尿処理センター運営費負担金分として2,238万円を計上しております。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和） 3項1目水道費ですが、18節は本堂城回簡易水道組合が実施する水質検査に対する補助金、27節は水道事業会計への繰出金となります。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、5款1項1目労働諸費ですが、町技能功労者表彰に要する経費について、1節、7節、10節及び12節のうち、筆耕委託料を計上しております。

18節では関係団体への負担金のほか、次の106、107ページをお願いいたします。

2行目の職業訓練等支援事業補助金及びその下、資格取得サポート事業補助金では、求職者や就業者の技能講習や資格取得費用を助成し、職業能力向上を支援する経費を計上しております。

続きまして、2目雇用対策費18節負担金、補助及び交付金の1行目、企業人材獲得支援事業補助金ですが、雇用環境の活性化等を目的に、複数の企業によるインターンシップ事業や参加企業の受入れ体制整備に対する補助金です。

次の雇用促進支援金ですが、町内の雇用環境の維持と経済活動の活性化を図るため、新たに町民を雇用した町内事業者への支援金を計上しております。なお、近年の労働環境が売り手市場であることを踏まえ、令和7年度より補助金額を見直し、新卒者1人当たり15万円、中途採用者1人当たり10万円といたします。

その下、雇用機会創出支援事業補助金は、令和7年度からの新規事業で、労働環境の売り手市

場を踏まえ、企業の人材獲得率を向上させる手段としてインターンシップに取り組む企業への補助金として、交通費及び宿泊費に関する助成で、1企業当たり最大3名まで、20人分を計上しております。

5款の説明は以上です。

○**農業委員会事務局長（佐々木龍悦）** 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の事務に要する経費を計上してございます。1節報酬は農業委員の報酬を、8節旅費は、主に農地中間管理機構の機構集積支援事業による委員及び職員の資質向上を図るための各種研修等に参加するための経費を計上してございます。

11節役務費及び13節使用料及び賃借料には、国の補助事業で導入したタブレット端末に係る通信費とシステム利用料を計上しております。

108ページ、109ページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金には、秋田県農業会議ほか関係機関への負担金などを計上してございます。

1目の説明は以上です。

○**農政課長（高塚 剣）** 続きまして、2目農業総務費ですが、主なものとして、10節は、農政課が管理する公用車の管理等に要する経費を計上しております。

2目の説明は以上です。

続きまして、3目農業振興費ですが、町推奨作物、生薬、サキホコレ等の生産拡大、園芸等メガ団地整備、スマート農業、堆肥による土づくり、6次産業化などの農業振興関連予算のほか、経営所得安定、鳥獣被害防止、病虫害防除などの各種対策予算を計上しております。

1節ですが、鳥獣被害対策実施隊隊員28名、鳥獣被害対策協議会委員2名分、農業振興地域整備促進協議会委員10名分です。

8節の費用弁償ですが、鳥獣被害対策実施隊隊員の出役費用850回分です。

110、111ページをお願いします。

12節ですが、主なものとして、1行目の薬樹の森健康公園管理委託料が同公園の管理業務、3行飛びまして、薬用植物試験栽培等委託料は、生薬の試験栽培や栽培指導業務、1行飛びまして、緩衝帯整備業務委託料は、熊等との緩衝帯整備のための下刈り業務です。

14節の薬樹の森健康公園基盤整備工事ですが、同公園の生育不良樹木12本の植栽基盤改良及び生育極不良樹木8本の改植です。

18節ですが、主なものとして、8行目の経営所得安定対策等推進事業補助金は、地域農業再生

協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業に対する補助金です。

4行飛びまして、6次産業化支援事業補助金は、農産物の加工に必要な機械施設等の導入や首都圏での販促活動等に対する補助金で、5件分、次の農業用無人航空機操縦者育成事業補助金は、防除ヘリや農業用ドローンのオペレーター技能検定証の取得等に対する補助金で、10件分、次の病虫害防除事業補助金は、病虫害の共同防除に対する補助金で、2,800ヘクタール分です。

4行飛びまして、有害鳥獣誘因樹木伐採事業補助金は、熊を人里に誘引する樹木の伐採処分に対する補助金で、25本分、次の薬用植物栽培支援事業補助金は、生薬の栽培及び出荷等に対する補助金で、1ヘクタール及び300キログラム分です。

次の夢ある園芸産地創造事業費補助金と、次の園芸等メガ団地整備事業補助金ですが、歳入でご説明しました夢ある園芸産地創造事業費補助金の歳出予算で、夢ある園芸産地創造事業費補助金の補助率は、県3分の1と町6分の1の合計2分の1で、4件分を計上しております。

また、園芸等メガ団地整備事業補助金の補助率は、県2分の1と町10分の1の合計10分の6で、3件分の1億2,072万7,000円を計上しております。

令和7年度に園芸等メガ団地整備が2件計画されており、各メガ団地の概要及び補助金の内訳ですが、1件目がシイタケメガ団地になります。町内農業法人と東北電力が出資して法人を設立し、金沢東根地内に施設として菌床製造ハウス1棟、培養ハウス5棟、発生ハウス5棟の合計11棟を整備するほか、生産に要する機械等を導入し、約27万菌床でシイタケを生産するものです。

施設分については、国2分の1以外が県から直接交付されるため、町10分の1の5,728万円を計上しており、機械分については、県2分の1と町10分の1の合計10分の6の5,226万円を計上しております。

2件目がサツマイモメガ団地になります。町内農業法人2法人が生産に要する機械等を導入し、6ヘクタールを作付するもので、県2分の1と町10分の1の合計10分の6の1,118万7,000円を計上しております。

次の作物転換総合支援事業補助金は、美郷推進作物及び美郷ブランド作物への作付転換に対する面積助成に加え、種苗の購入や機械、ハウス等の導入に対して総合的に支援する補助金です。令和7年度から美郷推進作物にサツマイモを加え、新規12件、継続16件分を計上しております。

112、113ページをお願いします。

2行目の循環型農業土づくり応援事業補助金は、対象作物の圃場に施用する堆肥「美郷の大地」の購入に対する補助金です。令和7年度から対象作物に生薬を加え、1,500トン分を計上しております。

次の産地パワーアップ土づくり事業補助金は、116ヘクタール分、次のサキホコレ作付応援事業補助金は、サキホコレの生産負担金に対する補助金で、4ヘクタール分です。

次のスマート農業導入支援事業補助金は、町の新規事業で10件分を計上しております。事業内容ですが、翌々年度までに農作業面積を1割以上拡大を目指す担い手でスマート農機や自動操舵システムを導入し、秋田県仙北平野土地改良区が管理運営するR T K基地局を利用する場合に補助金を交付するものです。補助対象は、スマート農機や自動操舵システムの導入費とR T K基地局のライセンス料になります。補助金額は、スマート農機分とR T K基地局ライセンス料分の合計で、補助率は、スマート農機が3分の1で補助上限額は100万円、自動操舵システムが2分の1で補助上限額が50万円になります。また、ライセンス料は2分の1で、初年度のみになります。

3目の説明は以上です。

続きまして、4目担い手対策費ですが、農業者の確保や担い手育成などの関連予算を計上しております。

18節ですが、主なものとして、2行目の新規就農者研修施設負担金は、農業研修生を受け入れる研修施設に対する負担金で、3名分です。

2行飛びまして、営農継続支援事業補助金は、営農継続に必要な機械、施設等の導入に対する補助金で15件分、次の新規就農者研修支援事業補助金は4名分、3行飛びまして、新規就農者育成総合対策事業補助金は2名分、2行飛びまして、企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業補助金は2法人分です。

4目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、5目農業振興施設管理費ですが、道の駅、ニテコ名水庵、手づくり工房湧子ちゃん、あったか山直売所など、6施設の運営に係る経費を計上しております。

10節需用費から次のページ、114、115ページの13節使用料及び賃借料までは、各施設の維持管理及び設備に関する経費を計上しております。

13節のシステム使用料は、道の駅美郷に設置したE V充電器の決済システムに対する年間使用料です。

18節負担金、補助及び交付金では、道の駅連絡会など関連団体に対する負担金や会費を計上しております。

5目の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、6目畜産業費ですが、畜産振興及び堆肥センター、アクテ

イセンターの関連予算を計上しております。

10節の修繕料ですが、堆肥センター及びアクティセンターの機械等の突発的な故障のための修繕料です。

12節ですが、主なものとして、1行目のアクティセンター管理委託料は、同施設の指定管理料です。

5行飛びまして、伐採処理委託料は、千屋字相長根地内の町有地にある樹木のうち、隣接農地への落葉や農産物への日照に影響がある樹木の伐採処理業務です。

18節ですが、主なものとして、2行目の大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター費負担金は、同センターの運営に対する負担金です。

116、117ページをお願いします。

2行目の畜産環境総合整備事業負担金は、秋田県農業公社が実施する堆肥センターのストックマネジメントに対する負担金で、老朽化した堆肥袋詰め機の更新等です。

1行飛びまして、優良牛飼育奨励事業補助金は、優良牛の導入に対する補助金で30頭分、次の家畜自営防疫事業補助金は、家畜の予防接種に対する補助金で960回分です。

1行飛びまして、優良子牛生産支援事業補助金は、町の新規事業で、優良受精卵による優良肉用牛の生産を支援するため、畜産農家等に補助金を交付するものです。補助対象は、移植する優良黒毛和種の受精卵の購入費になります。補助率は2分の1で、1卵当たりの購入単価2万円の50卵分を見込み、50万円を計上しております。

6目の説明は以上です。

続きまして、7目農村整備費ですが、基盤整備事業、土地改良事業、日本型直接支払交付金事業などの関連予算のほか、農村公園等の関連予算及び農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上しております。

12節ですが、主なものとして、1行目の施設管理委託料は、農村公園等の管理業務で、4行飛びまして、基盤整備関連計画等作成業務委託料は、明田地野際地区と第二暁雨池地区の2地区分です。

18節ですが、主なものとして、上から4行目の県営基盤整備事業費負担金は、金沢地区、鏑田南谷地地区、明田地野際地区、太田南部地区の継続4地区に、事業採択予定の大坂善知鳥地区を加えた5地区分、次の県営基盤整備事業調査計画費負担金は、新規採択を目指している六郷西部第二地区と第二暁雨池地区の2地区分、次の仙北平野土地改良区経常費負担金は、同改良区区域内の町排水単独受益者分、次の県営事業費負担金は、下堰・三百石堰地区のかんがい排水事業

や、金沢4地区及び金沢9地区のため池等整備事業などの6地区分、次の水利施設管理強化事業費負担金は、田沢疏水地区、旭川水系地区、仙北平野地区の3地区分です。

1行飛びまして、国営かんがい排水事業田沢二期地区繰り上げ償還負担金は、平成23年度に着手した国営かんがい排水事業田沢二期地区が令和6年度で完了することに伴い、事業費約159億円に係る地元負担金を繰り上げ償還するため、うち約7%の市町負担約11億円を受益面積割合に応じて負担するもので、本町の受益面積割合は48.1%で、5億2,626万6,000円になり、支払い日までの利子28万8,000円を加えた合計5億2,655万4,000円を計上しております。

118、119ページをお願いします。

2行目の基盤整備事業地元推進団体補助金は5団体分、2行飛びまして、農業水利施設安全管理事業費補助金は、秋田県仙北平野土地改良区が管理する一丈木ため池の安全防護柵の設置に対し、国県の補助事業に協調して補助金を交付するものです。補助率は25%で、国県分は補助率73%が県から直接交付されます。

1行飛びまして、多面的機能支払交付金は16組織分、次の中山間地域等直接支払交付金は、3組織分で、補助率は各交付金共に国県4分の3と町4分の1の、合計10分の10です。

27節の農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、事業債償還等のための繰出金です。

7目の説明は以上です。

続きまして、2項1目林業費ですが、水源涵養、林道整備、森林管理などの関連予算を計上しております。

12節ですが、主なものとして、1行目の測量調査委託料及び次の設計管理委託料は、林道七滝山線整備工事の設計資料作成業務及び現場管理業務、次の七滝「水の森」植樹事業委託料は、同植樹場所の下刈り業務、1行飛びまして、森林病虫害等防除委託料は、松くい虫やナラ枯れ被害防止のための伐倒駆除業務や薬剤地上散布業務、1行飛びまして、森林経営管理業務委託料は、県営管理権集積計画の策定業務です。

14節の林道七滝山線整備工事ですが、整備延長は560メートルです。

18節ですが、主なものとして、6行目の森林情報デジタル化推進事業費負担金は、県が実施する民有林の航空レーザー計測に対する負担金です。

120、121ページをお願いします。

2行目の再造林支援事業補助金は、町の新規事業で、人工林の利用促進及び森林の適切な維持管理を図るため、再造林に係る植栽や下刈りに対し、国県の補助事業に協調して補助金を交付するものです。対象者は、町内森林において森林経営計画の認定等を受けている林業経営体で、補

助単価は1ヘクタール当たりの県標準作業単価、補助率は15%です。補助金額は、植栽分と下刈り分の各面積に補助単価と補助率を乗じた額の合計額で、植栽面積4.27ヘクタール及び下刈り面積11.5ヘクタールを見込み、222万6,000円を計上しております。また、国県分は、補助率68%が県から直接交付されます。

6款の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（午前11時58分）

（午後 1時00分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 説明を再開いたします。

ページは120、121ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費ですが、主なものとして、ふるさと大使関連経費、ふるさと手作りCM大賞への参加経費のほか、13節では秋田空港情報コーナーへのポスター、パンフレット設置に係る施設使用料を計上しております。

122、123ページをお願いいたします。

2目商工振興費ですが、7節報償費から13節使用料及び賃借料までは、美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進に要する経費、美郷ブランド開発販売促進事業でのアンケートやポスター印刷に係る経費、首都圏等での企業立地セミナー等に要する経費を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金のうち主なものにつきましては、6行目、商工会経営改善普及事業費補助金から、9行目、商工会・商工業者経営支援対策事業費補助金までは、商工会の事業に対する補助金です。6行目の商工会経営改善普及事業費補助金は、商工会の人件費等について県補助金額の10分の1を補助するものです。

その4行下、空き店舗等活用家賃支援事業補助金では、8事業者に対する家賃補助で、その下、空き店舗等活用出店促進事業補助金は、空き店舗等に出店する事業者に対する改修費等の費用を補助するものです。

さらに4行下の中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、町の3つの融資制度における保証料及び貸付利子の2分の1を補助するものです。

最後の行の省エネルギー設備更新支援事業補助金は、国の物価高騰重点支援地方創生臨時交付

金を活用し、省エネルギー設備への更新に要する経費に対する補助金で、補助率は2分の1、上限を100万円とし、10事業者分を計上しております。

次の124、125ページをお願いいたします。

20節貸付金では、中小企業振興資金預託金として、町の融資制度の原資として金融機関3行へ預託するものです。

続きまして、3目観光費ですが、体験型・滞在型観光推進事業費として、1節報酬では地域資源活用協議会の委員報酬を、7節報償費ではSNSや民泊、アウトドアイベントに関する講師謝礼などを計上しております。

10節需用費では、各種消耗品や観光パンフレットの印刷製本費のほか、公衆トイレ等の光熱水費、観光施設の修繕料などを、11節役務費では、ラベンダーまつりやカマクラ行事等の観光イベントの広告料などをそれぞれ計上しております。

12節委託料ですが、主なものとしましては、大台野広場、雁の里山本公園、名水市場湧太郎をはじめとする観光施設の管理に要するもののほか、下から4行目の観光振興業務委託料は、観光情報センターの管理運営をはじめ、観光情報の発信や観光案内等に関する委託業務に要する経費を計上しております。

また、ラベンダーまつりの開催、運営に必要な経費としましては、下から3行目の駐車場整備委託料、次の臨時駐車場仮設作業委託料、さらにその次の大型テント設置委託料などを計上しております。

126、127ページをお願いいたします。

上から4行目、誘客推進事業委託料ですが、登山関連設備の運搬業務のほか、日本航空株式会社が運営する観光コンテンツ発信ツールOn Trip JALによる情報発信に必要な費用を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金ですが、広域観光に係る協議会等への負担金をはじめ、各種観光イベントの参加負担金、イベント等開催補助金、温泉運営費補助金等を計上しております。

続きまして、4目温泉施設費ですが、町内3温泉の管理経費を計上しております。

128、129ページをお願いいたします。

14節工事請負費ですが、各温泉の改修等に要する費用を計上しております。主な内容ですが、千畑温泉ではろ過ポンプ取替えや薬注装置更新工事を、六郷温泉ではキュービクル更新や外灯設備改修工事などを、湯とぴあ雁の里では脱衣所ファンコイルユニット取替え工事をそれぞれ行います。

7 款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 8 款土木費 1 項 1 目土木総務費は、130、131ページと併せて説明をいたします。

建設課の人件費のほか、地下水対策経費となります。報酬には直営の除雪オペレーター20人分の報酬などを計上しております。地下水対策としては、地下水の水位計や涵養池 5 か所の維持管理経費を計上しております。

また、水道給水区域外での家庭用飲用井戸等整備に対する補助について、20件分を見込んで計上しております。

130、131ページ、2 項 1 目道路橋梁総務費ですが、道路と橋梁に関する総合的な経費となります。道路整備等に伴う台帳補正業務委託や、各種道路関係団体への負担金などを計上しております。

2 目道路維持費ですが、132、133ページと併せて説明をいたします。道路の補修や除排雪に要する経費となります。除排雪の過去の実績等を踏まえ、一斉除雪を 5 時間相当として25回換算で計上しているほか、排雪作業や秋の事前準備作業などの費用、チェーンや凍結防止剤、スノーポールなどの購入、除雪機械などの整備修繕費用、道路附帯設備の修繕費用、中央通り線消雪用井戸の洗浄などの費用を計上しております。維持補修の工事や委託では、ガードレール等安全施設の補修など各種工事、通行や見通しの支障となる街路樹の枝の剪定費用などを計上しております。

132、133ページ下段からの 3 目道路新設改良費ですが、次の134、135ページと併せて説明をいたします。

町内の良好な道路機能を確保するため、道路の新設や改良を行う経費となります。各種工事のほか、調査費などを計上しており、事業費が300万円以上の予定の箇所につきましては、別途お配りしております主要事業位置図に記載をしております。なお、交付金を財源とする路線は、交付額の決定により事業費などに変動がありますことを申し添えます。

3 項 1 目河川総務費ですが、町管理河川を適正に維持管理するための経費となります。準用河川について、河道整正や護岸の改修工事などを予定しているほか、河川管理業務委託料として各地域の自治会、団体に対して堤防の草刈り等の委託経費を計上しております。また、各種河川関連団体への負担金や流雪溝の水利に関する負担金を計上しております。

4 項 1 目都市計画総務費ですが、都市計画事業に関する経費で、審議会の開催などに必要な経費及び関連団体への負担金を計上しております。

2目都市公園費ですが、次の136、137ページと併せて説明をいたします。都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園について適正に維持管理するための経費となります。主なものとして、管理業務を各地域の自治会、団体に対して委託を予定しているほか、遊具の安全点検、遊具などの一般的な修繕を計上しております。

136、137ページ中段、5項1目下水道費ですが、下水道事業特別会計への繰出金のほか、浄化槽設置補助金を55件、合併浄化槽の法定水質検査を実施した方々に対する水質環境保全補助を1,800件見込んで計上をしております。

6項1目住宅管理費ですが、次の138、139ページと併せて説明をいたします。

公営住宅についての維持管理費用のほか、交付金事業を活用した住宅家屋の耐震診断には5件、耐震改修補助は1件を見込んで計上しております。また、住宅リフォーム補助は、89件を見込んで計上しております。補助対象工事費を50万円以上から20万円以上へと緩和し、新たに補助率15%の省エネ・断熱化工事の項目を設けております。

8款は以上です。

○**住民生活課長（木村英彰）** 続きます、9款1項消防費1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金でございます。消防職員は300名で、前年度より7名の増となっております。

このほか、消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車1台、広報連絡車1台を更新予定となっております。

2目非常備消防費ですが、消防団活動に要する費用を計上しております。1節の消防団員報酬では、年報酬5万円を超える正副団長、分団長12名分を計上しております。これは、国からの通達による措置で、年報酬5万円未満の副分団長以下、288名分並びに火災を含む災害、捜索、警戒活動など、延べ4,000人分の出動に係る費用は、8節の費用弁償に計上しております。

10節の消耗品費は、新入団員活動服や消防訓練大会など、消耗品等を計上しております。

18節の秋田県市町村総合事務組合消防補償負担金は、消防団員の活動時における死傷に対する補償並びに退職金に係る負担金でございます。

一番下の秋田県次期総合防災システム負担金は、県内全市町村を対象とするもので、現状ファックスや個別メールにて災害情報伝達しているものを新たにシステムを構築し、各市町村が入力した情報がそのまま時系列で整理されて共有され、位置情報が地図に表記されるなど、把握しやすくなり、避難情報などが防災アプリ、公式LINE、Lアラートなど一括配信できるシステムとなるものです。このシステムは、令和7年度と8年度でシステム構築、設置工事、操作訓練

などを行い、9年度本格運用実施を予定しております。

続きまして、3目水防費ですが、次のページ、140、141ページまでとなっております。

水防警戒及び水防出動などの事態に備えるための経費及び土のう袋などの防災用消耗品に係る経費を計上しております。

次の4目災害対策費ですが、防災に係る費用を計上しております。10節の消耗品費は防災備蓄品の購入費用、光熱水費は防災行政無線施設の電気料でございます。

12節の設備保守点検委託料は、防災行政無線施設の保守点検費用でございます。

14節の防災行政無線設備交換工事は、バッテリーや機器などの消耗品の定期交換工事でございます。

その下、危険空き家等解体工事は、危険な状態の空き家の管理者等に改善を図るよう勧告したものの実行されず、このままでは近隣住民に被害が及ぶおそれのある2件の行政代執行に係る解体費用を計上しております。18節の危険空き家等解体費補助金は、12件分を計上しております。

続きまして、5目消防施設費ですが、次の142、143ページまでとなります。

消火栓、防火水槽、消防ポンプ積載車などの消防施設の設置及び維持管理費に要する費用でございます。令和7年度は、秋田県冬期防災訓練が美郷町で開催することとなっており、訓練に係る委託料や原材料費などを計上しております。

10節では、消防用ホースの購入費や消火栓標識、ポンプ、ポンプ積載車及びポンプ庫などの修繕や車両点検等に係る経費を計上しております。

14節の防火水槽補修工事では、令和6年度に引き続き、漏水のある防火水槽の補修工事を2件、老朽化による消火栓の布設替え3件を計上しております。

18節では六郷畑屋地区塚地域の配水管布設替え工事に併せ、消火栓11基を更新するための負担金を計上しております。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人） 10款教育費について説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬や研修等に係る費用弁償などが主なものです。

2目事務局費ですが、1節報酬には、六郷小学校のコミュニティースクールを進めるため、学校評議員や地域学校協働活動推進委員等を委員とする学校運営協議会のほか、各種委員等の委員報酬を計上しております。

144、145ページをお願いします。

7節報償費には、美郷町教育を考える会の講師謝礼や部活動の地域移行協議会委員の報償金な

どを、10節印刷製本費には、いじめ防止リーフレットの印刷代等の予算を計上しております。

12節委託料には、教職員のストレスチェックの実施委託、18節負担金、補助及び交付金には各種関係団体への負担金及び六郷高等学校教育振興会等に対する補助金を計上しております。

3目教育助成費ですが、146、147ページをお願いします。

7節報償金には「鴻鵠の志」育成基金を活用した小学校6年生及び中学生を対象とした講演会の講師謝礼や、小中学校への楽器指導者派遣に係る謝礼などを、賞賜金については、小学校や中学校に入学する児童生徒を対象とした1人3万円の入学祝い金などの予算を計上しております。

8節普通旅費ですが、タイ王国アニュラチャプラシット校との中学生訪問交流に係る随員職員4人分の旅費や、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定の更新取り交わしに係る職員2人分の旅費です。

10節消耗品ですが、スクールバス運行に係る普通タイヤやスタッドレスタイヤ等の購入経費や新聞活用教育推進に係る新聞代などが主なものです。

12節委託料ですが、運行管理業務委託料については、夏季のスクールバス15台、冬季16台分の運行管理、外国語指導助手派遣業務委託料については、外国語指導助手3名分の予算を計上しております。

I C T支援業務委託料及び電算機器類設定委託料については、小中学校のI C T活用に係る支援業務や児童生徒及び教員用タブレットの端末更新に係るセットアップ作業や、各種設定業務に要する予算を計上しております。

タイ王国中学生交流事業支援業務委託料には、タイ訪問の際の旅客手続や来町時の交流支援に係る委託を、タイ王国交流サポート業務委託料には、タイ王国との連絡調整や現地での交流支援に係る業務予算を計上しております。

13節事務機器借上料ですが、児童生徒及び教員用タブレット端末並びに小中学校の校務用ファイルサーバーのリース料です。デジタル教科書クラウド配信使用料については、小学校5・6年生の算数及びに中学生の数学の配信使用料です。入場料については、小学校5・6年生及び中学生を対象とした本物講座に係る演劇鑑賞料です。電算システム使用料については、授業でのタブレット端末や電子黒板を活用した一斉学習、個別学習や共同学習に使用する授業支援ソフトや小中学校教職員の校務に係る県内統一支援システムの使用料です。

148、149ページをお願いします。

18節奨学金返還助成金については、これまで認定した20名及び令和6年度内の今後の申請見込み3名分、タイ王国中学生交流事業補助金については、訪問・交流参加生徒12人分の予算を計上

しております。

19節就学援助費ですが、要保護・準要保護児童生徒76名分を見込み計上しております。特別支援教育就学奨励費については、小中学校の特別支援学級に在籍している支給要件を満たす児童生徒の保護者に対し、学用品や通学用品の購入費、給食費や修学旅行費などを就学奨励金として支給するもので、43名分を見込み計上しております。支給額については、基準額の全額を交付する就学援助費に対して、2分の1の支給となります。

20節奨学資金貸付金ですが、継続貸付け5名を含む15名分を計上しております。

2項1目学校管理費ですが、本目では小学校の学校保健、施設の維持管理及び学校環境整備に係る予算を計上しております。小学校の在籍児童数ですが、667人を見込んでおります。

150、151ページをお願いします。

12節施設管理委託料ですが、年次計画で行っている千畑小学校及び六郷小学校の支障となる枝払いや剪定業務、枝折れ等の樹木処理に係る予算が主なものです。

13節事務機器借上料ですが、教職員用ノートパソコン72台分のリース料です。

14節工事請負費ですが、千畑小学校及び六郷小学校の体育館放送設備の更新予算を計上しております。

17節学校備品ですが、プールや学校行事等で使用する簡易テントや年次計画で整備している加湿器などの購入予算です。

2目教育振興費ですが、本目では小学校の授業及び運動会や学習発表会などの学校行事、児童の保健衛生等に係る予算を計上しております。

152、153ページをお願いします。

10節印刷製本費ですが、小学校3・4年生を対象とした社会科副読本「わたしたちの美郷町」を改訂するための予算です。

13節事務機器借上料ですが、各小学校で使用しているコピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。

18節児童派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

3項1目学校管理費ですが、本目では中学校の学校保健、施設の維持管理及び学校環境整備に係る予算を計上しております。中学校の在籍生徒数ですが、371人を見込んでおります。

154、155ページをお願いします。

12節の中段の設計監理委託料ですが、中学校体育館の第一体育館のLED化に係る工事監理業

務のほか、校舎のLED化に係る実施設計などの業務委託です。

13節事務機器借上料ですが、教職員用ノートパソコン34台のリース料です。

14節工事請負費ですが、中学校の第一体育館及び屋外や敷地内駐車場等の照明LED化に係る整備予算を計上しております。

156、157ページをお願いします。

17節学校備品ですが、年次計画で整備している配膳台の購入予算です。

2目教育振興費ですが、本目では中学校の授業及び体育祭や学校祭などの学校行事、生徒の保健衛生等に係る予算を計上しております。

13節事務機器借上料ですが、中学校で使用しているコピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。

18節生徒派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

3項の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きます、4項1目社会教育総務費ですが、156ページ下段から161ページ中段までとなります。

家庭教育や少年教育、生涯学習講座や美郷カレッジ、いきいき大学等に要する経費のほか、音楽コンサートや学友館特別展「美郷の四季」絵画制作プロジェクト事業、野外芸術空間創出事業、わらの文化交流の集い、各種団体への補助金等に係る経費が主なものでございます。

158、159ページをお願いします。

はじめに、町が保管する貴重な所蔵品をまとめた図録作成のための経費として、10節印刷製本費のうち324万7,000円を、令和6年11月から運用を開始しました公共施設予約システムについて新たに5つの指定管理施設のシステム導入に係る経費を12節2行目の公共施設予約システム構築業務委託料に計上しております。

また、芸術文化関係では、学友館の特別展として、東京都大田区友好都市提携20周年並びに栃木県那珂川町防災協定締結10周年を記念し、川瀬巴水、歌川広重、尾形月耕、高橋松亭による浮世絵版画展及び仙北地域展の開催経費を、「美郷の四季」絵画制作プロジェクト事業では、令和7年度では、春の作品制作のための経費を12節中段の「美郷の四季」絵画制作委託料等に、野外芸術空間創出事業では、基本計画に基づき、中央公園内に第1作目の彫刻等を設置するとともに、第2作目の制作者の選定を行う経費を、12節下段の野外芸術空間創出事業彫刻等創作委託料及び161ページ、14節野外芸術彫刻等設置工事等に計上しております。

次の2目図書館費ですが、図書館の管理運営に要する経費が主なもので、読書推進事業として、読書フェスタや手作り絵本教室の開催、乳児健診の際に絵本を贈るブックスタート事業に係る予算を計上しております。

次の3目文化財保護費ですが、160ページ下段から163ページ中段までとなります。

歳入でもご説明いたしました発掘調査事業として、試掘調査等に係る経費のほか、町指定文化財の維持保存に要する経費が主なものでございます。また、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」及びわら文化の後継者育成に活用する映像資料作成業務に係る経費を12節下段の映像制作委託料に計上しております。

次の4目社会教育施設費ですが、162ページ中段から165ページ下段までとなります。

各社会教育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。令和7年度の施設改修関連ですが、主なものとして、歴史民俗資料館、屋内スポーツ館屋上防水等改修工事に伴う実施設計委託業務を12節、下から3行目の設計監理委託料に、164、165ページ下段の工事請負費として、歴史民俗資料館南棟屋上防水改修工事や中央ふれあい館会議室空調設備更新工事、学友館地下貯留槽内部補強工事等をそれぞれ計上しております。

17節公民館管理用備品ですが、貸出し用の簡単テント及び天幕の損傷が激しく、年次計画で更新する予算を計上しております。

次に、5項1目保健体育総務費ですが、164ページ下段から169ページ上段までとなります。

スポーツ振興に要する経費のほか、企業連携事業として、ヨネックス株式会社による中学生を対象としたバドミントン教室やソフトテニス教室並びに株式会社モンベルによる中学生を対象とした登山教室の開催経費を計上しております。そのほか各種スポーツ教室やスポーツ大会開催関連経費のほか、各種スポーツ団体への活動支援補助金等の予算を計上しております。

続きまして、168、169ページをお願いします。

2目保健体育施設費ですが、各社会体育施設の管理運営に要する経費が主なもので、サン・スポーツランド、屋内スポーツ館並びに宿泊交流館の指定管理料として、12節上段の委託料にそれぞれ計上しております。

令和7年度の施設改修関連ですが、主なものとして、旧自転車競技場管理棟解体工事実施設計業務及びアスベスト調査業務を12節中段の調査委託料及び設計監理委託料に、170、171ページ上段の工事請負費として、総合体育館リリオスの受変電設備改修工事のほか、プールパークみさとの給水ポンプ改修工事等をそれぞれ計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人） 3目学校給食費ですが、本目では、北及び南学校給食センターの

管理運営費を計上しております。

1日当たりの提供食数ですが、両給食センターを合わせて1,191食を見込んでおります。

10節給食材料費ですが、物価高騰の折、学校給食の質、量を維持するため、これまでと同様に食材費上昇分に町一般財源を充て、予算を計上しております。

また、給食費についてですが、現在は小学生1食当たり275円、中学生305円となっておりますが、近年の食材費高騰の状況を鑑み、原材料費1食分に相当する額としてそれぞれ55円を加え改定したく、町学校給食センター運営委員会にて審議いただくこととしております。本来負担いただく給食費とそれに対する町支援額を明確にするためです。なお、増額分については、町予算を充てる支援となりますので、保護者負担の増加はありません。

12節設計管理委託料ですが、南給食センターの空調及び床暖房等の改修工事に係る設計監理です。

172、173ページをお願いします。

同じく、12節下段の給食業務委託料については、学校給食の調理、配送業務に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料です。

14節工事請負費ですが、北及び南給食センターのボイラーの更新並びに南給食センターの空調及び床暖房の改修工事に係る予算を計上しております。

17節給食用備品ですが、北給食センターの炊飯器及び包丁やまな板の殺菌庫などの更新予算です。

10款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 11款災害復旧費ですが、次の174、175ページと併せて説明をいたします。

1項1目農林水産業施設災害復旧費は農地等について、次のページ、2項1目公共土木施設災害復旧費は道路河川等について、それぞれ災害復旧や初動に必要な経費を計上しております。

11款は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 次に、12款1項公債費ですが、1目元金は町債の通常償還の元金を計上しております。

2目利子は、町債償還金の利子分と歳計現金に不足が生じた際の繰替え運用に伴う利子分を計上しております。

次に、13款1項1目基金費ですが、24節積立金の2行目のふるさと美郷子ども育成基金積立金は、ふるさと美郷応援寄付金の見込額と利子分を計上しております。その他の基金積立金は、利

子分を計上しております。

次に、14款予備費ですが、令和6年度と同額を計上しております。迅速かつ的確な災害対応や、町有施設等の円滑な運営と維持管理などに対応するため計上するものです。

議案第24号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第2、議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第25号につきましてご説明いたします。

予算書は187ページからとなります。

はじめに、概要を申し上げます。令和7年度の総額は20億4,712万3,000円で、令和6年度と比較し、額にして1億3,214万7,000円、率にして6.18%の減となっております。

被保険者数は、令和6年度より約160人減少の3,520人を想定しております。

保険給付については、療養給付費が令和6年度当初予算比で4.4%の減、高額療養費も4.7%の減で、総額で4.5%の減と見込んでおります。

県に納入する事業費納付金は、令和7年度分として4億3,819万6,000円で、令和6年度と比較し、額にして5,983万2,000円、率にして12.0%の減となっております。減額となった要因につきましては、秋田県全体における被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少が最大の要因であると考えます。

国民健康保険税ですが、普通交付金等公費の動向等を参酌し、令和6年度より5,493万2,000円の減で計上しております。現時点では、被保険者数、医療費、繰越金、所得及び収納率ともに不確定要素が多くありますので、本算定までの間に適正な税率を検討してまいります。

それでは、歳入から説明いたしますので、196、197ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、医療費及び事業費納付金、公費等の動向を参酌し計上しておりますが、令和6年度と比較し、率にして15.0%減額となっております。

2款1項1目督促手数料は、過年度分として存置計上しております。

同じく、3款1項1目災害臨時特例補助金も存置計上となっております。

198、199ページをお願いします。

4款1項1目普通交付金は、保険給付費として支払う相当額を県が交付するもので、令和7年度保険給付費の見込みを基に計上しております。

2目特別交付金は、保健事業等の取組状況及び実績等により県が交付するもので、令和6年度の実績見込みに基づき計上しております。

3目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費として支出したため国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1を計上しております。

2項1目財政安定化基金交付金は、災害や景気変動等の特殊事情により、国民健康保険会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から補助金が交付されることになっているため、存置計上しております。

5款1項1目利子及び配当金ですが、基金の利子見込額を計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金は、一般会計から繰入れする分で、1節、2節の保険基盤安定繰入金は、保険者の財政基盤の安定を図るため、保険税軽減分、低所得者層割合に応じた支援分として繰入れするものです。

3節は、未就学児の均等割保険税軽減分、4節は、職員給与費等に係る分、5節は、出産育児一時金等に係る繰入金でございます。6節財政安定化支援事業繰入金は、低所得者や高齢被保険者が多いなど、被保険者の責めに帰すことができない事情による国保財政の負担増に対する繰入金でございます。

200、201ページをお願いします。

7節産前産後保険税繰入金は、産前産後期間の国民健康保険税の減額分を繰入れするものでございます。

7款1項繰越金と8款1項延滞金、加算金及び過料は、存置計上としております。

2項預金利子は、令和6年度実績見込みを基に計上しております。

3項1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受入れとして計上しております。

2目一般被保険者返納金、医療費等の返納受入れとして計上しております。

3目一般被保険者指定公費は、高齢受給者証発行者に係る一部負担金の差額の受入れとして存置計上しております。

次の退職被保険者等に係る分につきましては、退職者医療制度が廃止され、これまで経過措置として遡及分対応のため存置計上しておりましたが、廃目となります。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

204、205ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は事務費、2 項徴税費は税の賦課徴収に関する経費でございます。3 項運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

206、207ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、令和 6 年度実績見込みや医療費の動向を見通し、計上しております。退職被保険者制度に係る分は、歳入でご説明したとおり、歳出においても全て廃目となります。

2 項高額療養費は、令和 6 年度実績見込みや医療費の動向を見通し計上しております。

208、209ページをお願いいたします。

3 項移送費は、存置計上としております。

4 項出産育児諸費は、7 人分を計上しております。

5 項葬祭諸費は、50 人分を見込んで計上しております。

3 款事業費納付金は県に納付するもので、県から示された額を計上しております。1 項は医療給付費分を、次のページ上段の 2 項は後期高齢者支援分、3 項は介護納付金分でございます。

210、211ページ中段、4 款 1 項特定健康診査等事業費は、特定健診に係る費用を計上しております。若年時から生活習慣病を予防し健康意識の向上を図るため、対象を 40 歳以上の被保険者に加え、30 歳と 35 歳の被保険者も対象としております。

2 項保健事業費は、人間ドックに係る検診委託料及び助成金が主なものでございます。

212、213ページをお願いいたします。

5 款基金積立金は、基金から生ずる利子分を計上しております。

6 款公債費は、存置計上としております。

214、215ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目一般及び 2 目退職被保険者等保険税還付金並びに 4 目一般被保険者還付加算金は、実績に基づき計上しております。

3 目その他償還金は、療養給付費等負担金等の返還金として存置計上しております。

8 款予備費は、100 万円を計上しております。

共同事業拠出金は、退職者医療制度の廃止に伴い、退職者医療事業分負担金の支払いが不要となることから、廃款となります。

なお、本予算案につきましては、令和 7 年 2 月 22 日に開催しました美郷町国民健康保険事業の

運営に関する協議会において了承をいただいていることを申し添えます。

議案第25号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これでは議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第3、議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第26号につきまして、説明をいたします。

予算書は219ページからとなります。

はじめに、第1条歳入歳出の総額は、それぞれ2億4,713万2,000円とするものです。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明をいたします。

第3条は、一時借入金の借入れの最高額を定めたものです。

第2表地方債について説明をいたします。

予算書223ページをお願いいたします。

流域下水道事業債は流域下水道事業の町負担金分として、公共下水道事業債は、真空ポンプ場冷却等更新工事に伴い借り入れるものです。公営企業会計適用債は、令和8年度からの公営企業会計制度への移行作業に伴い借り入れるものです。記載のとおり、それぞれ限度額、起債の方法などを定めております。

続きまして、歳入について説明をいたします。228、229ページをお願いいたします。

1款1項1目受益者負担金は、新規加入5件分を見込んで計上しております。

2款1項1目使用料は、昨年度当初予算と比較して約5ポイントの減を見込んでおります。企業会計制度への移行に伴う打切決算によるものです。滞納繰越分は、滞納分の40%分を計上しております。

2項1目指定店登録手数料ですが、更新分を計上し、督促手数料は存置としております。

3款一般会計繰入金は、事業債の償還及び一般管理のための財源として繰り入れるものです。

4款から次のページ、230、231ページの5款3項までの各項目は存置としております。

230、231ページ、6款町債は、先ほど地方債で説明したとおり、それぞれ借入れを予定しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出、232、233ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、職員人件費のほか、事務経費などを計上しております。主なものとして、今年度は、12節委託料に公営企業会計への移行に伴うシステム変更等の業務、公共下水道事業計画変更、排水処理整備構想中間評価のための内容の見直し業務についてそれぞれ委託料を計上しております。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金については、コンビニ納付など通常の料金徴収事務に伴う負担金約12万円とは別に、秋田県が新たに公営企業会計を導入することに伴って電算システム共同事業組合に対して発生する約650万円の負担金を議案第27号の農業集落排水事業特別会計予算と2分の1ずつそれぞれ計上しております。

18節の下水道接続工事費補助金は、7件分を計上しております。水環境の向上のために今後も加入促進に努めてまいります。

22節過誤納還付金につきましては、漏水等の減免が発生した場合に対応する予算、26節の消費税納付分については、見込みにより額を計上しております。

2 項 1 目の施設管理費ですが、234、235ページと併せて説明をいたします。

処理施設などの維持管理経費などを計上しております。主なものとして、各施設機器や真空ポンプ設備に係る保守点検業務のほか、順次行っている既存ポンプの更新、公共ますの新設、流域下水道及び県南汚泥資源化施設の維持管理費に係る負担金を計上しております。今年度は14節工事費に真空ポンプ場の冷却棟の更新について計上しており、この財源として、先ほど説明をいたしました公共下水道事業債を充当しております。

3 項 1 目下水道整備事業費では、流域下水道大曲処理区建設事業の町負担金を計上しております。

2 款 1 項公債費は、償還元金と償還金利子です。

3 款 1 項予備費は200万円を計上しております。

歳出は以上です。

236ページから238ページに給与費明細書、289ページには地方債の現在高及び見込額に関する調書を記載しております。

議案第26号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第26号の説明が終わりました。

○議長（森元淑雄） 日程第4、議案第27号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第27号につきまして説明をいたします。

予算書は241ページからとなります。

はじめに、第1条歳入歳出の総額は、それぞれ1億8,635万円とするものです。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明をいたします。

第3条は、一時借入金の借入れの最高額を定めたものです。

地方債について説明をいたします。

245ページをお願いいたします。

第2表農業集落排水事業債は、一丈木処理場曝気攪拌装置の更新工事に伴い借り入れるものです。公営企業会計適用債は、令和8年度からの公営企業会計制度への移行作業に伴い借り入れるものです。記載のとおり、それぞれ限度額、起債の方法などを定めております。

続きまして、歳入について説明をいたします。250、251ページをお願いいたします。

1款1項1目分担金は、新規加入2件分を見込んで計上しております。

2款1項1目使用料は、昨年度当初予算と比較して約6ポイントの減を見込んでおります。これは、企業会計制度への移行に伴う打切決算によるものです。滞納繰越し分は、滞納分の18%分を計上しております。

2項1目督促手数料は存置としております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債の償還の財源として繰り入れるものです。

4款から次のページ、252、253ページの5款3項までの各項目は、存置としております。

252、253ページ、6款町債は、先ほど地方債で説明したとおり、借入れを予定しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出について説明をいたします。

254、255ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費は、職員人件費のほか、事務経費などを計上しております。主なものとして、今年度は12節委託料に公営企業会計への移行に伴うシステム変更等の業務についての委託料を計上しております。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金については、コンビニ納付などの通常の料金徴収事務に伴う負担金約9万円とは別に、美郷町が新たに公営企業会計を導入することに伴っ

て、電算システム共同事業組合に対して発生する約650万円の負担金を議案第26号の下水道事業特別会計会予算と2分の1ずつそれぞれ計上をしております。

18節の下水道接続工事費補助金は、2件分を計上しております。水環境の向上のために、今後とも加入促進に努めてまいります。

22節過誤納還付金につきましては、漏水等の減免が発生した場合に対応する予算、26節の消費税納付分につきましては、見込みにより額を計上しております。

2項1目の施設管理費ですが、256、257ページと併せて説明をいたします。

処理施設の維持管理経費などを計上しております。主なものとして、各施設機器やポンプ設備に係る保守点検業務のほか、公共ますの新設、マンホール補修経費、汚泥処理委託料、管路情報の電子化経費、野荒町地区施設利用組合の運営費補助などを計上しております。今年度は、14節工事費に一丈木処理場の曝気攪拌装置4基のうち1基の更新について計上しており、この財源として、先ほど説明をいたしました農業集落排水事業債を充当しております。

2款1項公債費は、償還元金と償還金利子です。

3款1項予備費は200万円を計上しております。

歳出は以上です。

258ページから260ページに給与費明細書、261ページには地方債の現在高及び見込みに関する調書を記載しております。

議案第27号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第27号の説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第5、議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第28号につきまして、ご説明いたします。

予算書は263ページからとなります。

はじめに、概要を申し上げます。令和7年度の総額は2億6,344万6,000円で、令和6年度と比較しまして、額にして781万8,000円、率にして3.1%の増となっております。

被保険者数は、令和6年度より102人増の4,141人を想定しております。

秋田県後期高齢者医療広域連合納付金は、令和6年度と比較して3.0%増加しております。

では、歳入からご説明いたしますので、270、271ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、令和6年度に比べ、額にして1,009万3,000円、率にして5.9%増にて計上しております。

2 款1 項1 目督促手数料は、過年度分として存置計上しております。

3 款1 項1 目事務費繰入金は、保険料徴収に係る事務経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分として一般会計から繰り入れるものでございます。

4 款繰越金、5 款1 項1 目延滞金及び2 目過料は存置計上しております。

2 項1 目保険料還付金及び2 目還付加算金は、令和6年度実績見込みを基に計上しております。

272、273ページをお願いいたします。

3 項預金利子及び4 項雑入は、存置計上しております。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきまして、ご説明いたします。

274、275ページをお願いいたします。

1 款総務費は、保険料徴収に係る事務経費で、印刷製本費及び郵送料が主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、秋田県後期高齢者医療広域連合への納付金で、保険料及び保険基盤安定繰入金等の合算でございます。

3 款1 項1 目保険料還付金は、令和6年度の保険料還付金及び還付加算金の実績見込みを基に計上しております。

4 款予備費は1,000円を計上しております。

議案第28号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第28号の説明が終わりました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第6、議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第29号につきまして、説明をいたします。

予算書は277ページからとなります。

第2条業務の予定量については記載のとおりであります。それぞれ給水戸数、年間配水量、1日平均配水量、いずれも前年当初予算での数値とほぼ同数を見込んでおります。

主な建設改良事業は、六郷畑屋地区の塚地域内における配水管の布設替え工事を予定しており、令和8年度で完成の予定です。計画総延長約3.4キロメートルのうち、令和7年度予算では約1.2キロメートルを予定しております。約0.5キロメートルは、令和6年度予算の繰越事業分として予定をしております。

また、千畑中央地区の大坂地域内における配水管の布設替え工事に向けた設計等を予定しております。

第3条収益的収入及び支出は、水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。内訳は後で説明をいたします。

続いて、第4条はこのページと、次のページの278ページと併せて説明をいたします。

資本的収入及び支出は、水道水の安定的供給のための建設改良費や企業債の償還元金などとなります。こちらも内訳は後で説明をいたします。

なお、本文中の括弧内の起債は、資本的収入及び支出の差額に対して補填の充当を地方公営企業法に基づいて起債をするものです。

以下、第5条では企業債の限度額等を定め、第6条では一時借入金の限度額、次の279ページからの第7条では、議会の議決が必要な経費の種類、第8条は、一般会計からの補助金額を記載しております。第9条にある棚卸資産とは検針メーターのことで、その購入限度額を定めております。

続いて、282ページをお願いいたします。

令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書ですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。一番下の行ですが、令和7年度において期末残高は4億1,531万8,612円を見込んでおります。

続いて、286ページをお願いいたします。

令和7年度予定貸借対照表ですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した表となっております。ここでは令和7年度末時点を示しており、予算どおりに執行していった場合にどのくらいの資産、負債が残るかを表しております。二重線のところ、資産合計は48億5,538万822円、負債合計は34億9,939万94円、資本合計は13億5,599万

8,128円を見込んでおります。

続きまして、右側、287ページ、令和6年度予定損益計算書についてですが、こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして、令和6年度末の未処分利益剰余金は5,054万5,501円を予定しております。

続いて、次の288ページをお願いします。

令和6年度予定貸借対照表ですが、この表では令和6年度末時点を示してありまして、どれくらいの資産、負債をもって予算対象年度をスタートするかを表すものです。資産合計は47億5,874万5,650円、負債合計は34億5,316万94円、資本合計は13億558万5,556円を見込んでおります。

右の289ページには、当会計における重要な会計方針を記載しております。

続きまして、次の290ページから293ページにかけてを説明をいたします。

令和7年度の予算実施計画明細ですが、冒頭で説明の第3条の収益的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款事業収益3億9,018万2,000円のうち、第1項営業収益は水道料金、工事検査手数料などで、第2項営業外収益は主なものとして、第2目の他会計からの繰入金の一部などを計上しております。

給水収益は、昨年度から若干の減としております。昨年仙南地域における大規模な漏水の修繕が相次いだため、有収率の向上が見込まれますが、利用者設備での漏水による減免などもあるため、給水収益は低めに算出していることによるものです。

支出の第1款事業費用3億8,197万4,000円のうち、第1項営業費用は水を供給するための費用で、施設等の維持管理経費や人件費などでありまして、この人件費内訳は283ページから285ページの給与費明細書となります。

次の292、293ページをお願いいたします。

第2項の営業外費用は、企業債の利息分及び消費税となります。

続いて、294、295ページをお願いいたします。

冒頭で説明の第4条の資本的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款資本的収入3億8,472万6,000円のうち、企業債は建設改良に伴う借入れ、負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金など、出資金は一般会計からの繰入金のうち、基準内の企業債元金分の2分の1相当額、補助金は国庫補助金であります。

支出の第1款資本的支出5億3,239万9,000円のうち、第1項建設改良費は、冒頭で説明した改良工事等に係る費用や検針メーター購入費です。

令和7年度の管路改良工事以外の主なものとしては、仙南中央の配水場流量計の更新、仙南東部の膜ろ過装置及び水質機器の一部更新を予定しております。

第2項企業債償還金は、償還元金であります。

議案第29説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第29の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月6日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時58分）

